

会議名 決算特別委員会（第2日）

開催日時 平成19年9月13日 午前10時00分～午後4時44分

会場 第5会議室

1. 出席者

1番 幸前信雄、 3番 杉浦敏和、 4番 北川広人、  
5番 鈴木勝彦、 8番 内藤皓嗣、 10番 寺田正人、  
13番 内藤とし子、 14番 井端清則、 18番 小野田由紀子

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

杉浦辰夫、磯貝正隆、佐野勝己、森 英男、水野金光、岡本邦彦  
神谷 宏、小嶋克文

4. 説明のため出席した者

副市長、副市長、教育長

地域協働部長、生活安全 GL、地域政策 GL、地域政策 G 主幹

文化スポーツ GL、文化スポーツ G 主幹

市民総合窓口センター長、市民窓口 GL、市民生活 GL、市民生活 G 主幹

税務 GL、収納 GL、収納 G 主幹

福祉部長、地域福祉 GL、介護保険 GL、介護保険 G 主幹、保健福祉 GL

こども未来部長、子育て施設 GL、子育て施設 G 主幹、こども育成 GL

都市政策部長、計画管理 GL、都市整備 GL、上下水道 GL、地域産業 GL

政策推進 GL

行政管理部長、人事 GL、文書管理 GL、財務経理 GL、契約検査 GL

学校経営 GL、学校経営 G 主幹

会計 GL

病院事務部長、病院管理 G 主幹

代表監査委員

議選監査委員

監査委員事務局長

5. 職務のため出席した者

事務局長、書記 1 名

6. 付託案件

認定第 2 号 平成 1 8 年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号 平成 1 8 年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算  
認定について

認定第 4 号 平成 1 8 年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定  
について

認定第 5 号 平成 1 8 年度高浜市老人保健特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて

認定第 6 号 平成 1 8 年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算  
認定について

認定第 7 号 平成 1 8 年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算  
認定について

認定第 8 号 平成 1 8 年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて

認定第 9 号 平成 1 8 年度高浜市水道事業会計決算認定について

認定第 1 0 号 平成 1 8 年度高浜市病院事業会計決算認定について

7. 会議経過

委員長 ただいまより、一般会計、6 特別会計及び 2 企業会計の質疑を行います。一般会計の歳入は一括質疑とし、歳出は款ごとに分けて質疑を行います。特別会計及び企

業会計は、議案ごとに歳入歳出一括にて質疑を行います。また、委員会の円滑なる運営のため、質疑についてはまとめて行っていただくとともに、質疑もれないよう、また、発言は議題の範囲を超えないようお願いいたします。当局におかれましても、質疑に対し適切なる御答弁をいただきますようお願いいたします。なお、質疑に当たっては、ページ数をお示しいただき、マイクを使っていただきますよう、あわせてお願いいたします。また、会議の休憩中等に当局の説明員が席を移動する場合がありますので御了承ください。

#### 《質疑》

認定第1号 平成18年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について

##### ＜歳入＞

問（４） 決算書92、93ページの不納欠損額についてお尋ねします。市税全体で8,547万円ほどとなっており、昨年度に比べ約2倍強の増加となっていますが、その増加理由と不納欠損処分の理由件数について、お聞かせいただきたい。

答（収納） 不納欠損は、地区ごとに担当者を決め滞納者の経済状況、生活状況を把握しながら滞納整理を行っている中で、本年3月に「高浜市市税等滞納処分執行停止及び不納欠損処分実施方針」作成しました。それに基づき真にやむを得ないものを欠損処理しています。処分状況は、平成18年度市税全体で544件、8,547万2,851円、前年度と比較して29件の減、欠損額では4,611万7,995円の増加となっております。次に、不納欠損内訳として無財産29件、所在不明63件、生活困窮12件、死亡17件、出国27件、消滅時効分として396件、合計で544件となっております。増加の要因といたしましては、固定資産税・都市計画税の不納欠損金額が対前年度比5,270万円ほどの増加となっております。これは元大手瓦関係2社の法人、代表者個人分の滞納処分執行停止及び不納欠損によるもので、この分だけで5,600万円ほどとなっております。また、全体的に、既に徴収可能期限の時効が到来している消滅時効分、市税1,700万円ほどを18年度において欠損

処理したことによる増加であります。今後の対応としましては、納付誓約書の提出、財産差し押え等により時効の中断、滞納処分を凶っていくものですが、財産調査等によっても財産もなく徴収不能の事案も多く、これらについては先ほどの実施方針に基づき、適正に滞納処分の執行停止、不納欠損処理を行ってまいりたいと考えております。

問（４） 今までは、指針のようなものができてなくて執行停止というものに対しての線を引くところというのが昨年と違いが出てきて、それでこれだけの差額が出たと理解してよろしいか。

答（収納） この不納欠損や滞納処分の執行停止というのは地方税法上で決まっております。それを今回私どもの方で整理し、文書化して取りまとめているもので基本的には考え方は変わっていません。ただ、実施方針ということで基準を明確化したということです。増の要因としては先ほど申し上げた固定資産税の方の不納欠損額の増加により今年度増になったものです。

問（４） 私も総務市民委員会で浜松の方に徴収業務の視察をさせていただいたときに、やはり執行停止というものをしっかりとラインを引いて素早くやるところはやらないと徴収率は上がっていかないということをはっきり言われてましたし、元の考え方としては本来100%の税金で予算を立てるべきところを徴収率をかけて予算を立てているというのは本当におかしな話で、取るべき税金が予算に反映されていないということになると言ってみえました。その辺の考え方を市民の方にもしっかりわかるように、理解をしてもらうような形をとらないと徴収率は上がっていかないことを言われたことが非常に印象に残っていますが、ぜひともこの不納欠損をふやすこと、ふやすことはよくないんですよね、徴収率を上げることを御努力いただきたいと思います。

問（13） 最初に言うておくはずだったんですが、ちょっと順番が違いました、落ちのないように質問しますが、それでも落ちがでてくるかもしれませんので最後にまとめて、落ちのあった場合に質問させていただきたいと思いますがどうでしょうか。

委員長 ただいま、13番委員よりそういった発言がありましたが、いかがでしょうか。もう審議に入ってますが、どういたしましょう。

異 議 な し

委員長 それでは、一般会計と特別・企業会計ごとに質疑が終了後における質疑漏れについて許可することに御異議ありませんか。

異 議 な し

委員長 では、そのようにさせていただきます。では、元に戻して歳入についての質疑をお願いします。

問（３） 主要施策成果説明書の３０ページの国庫補助金についてお尋ねしたい。まず、都市計画費補助金が前年度と比較して、９９．９％の減額となっているがどうしてなのか教えていただきたい。それと、小学校費補助金と中学校費補助金も大きく減額になっています。それから、児童福祉費補助金が大幅に増加していますが、これについて教えていただきたい。

答（計画管理） それでは、初めに都市計画費の補助金の９９．９％の減の内容ですが、１７年度の補助金の内訳は、碧南高浜線、三高駅東線から国道４１９号までの間ですが、この補助金が事業が完了したことで１８年度はありません。それとさわたり夢広場の外溝工事、これが補助対象となる工事は終わっていますので、これについても補助対象事業は完了ということで１８年度はありませんので、そのための減額です。

答（学校経営） 小学校費と中学校費の補助金が昨年より大幅に減っているということで昨年小中学校は耐震工事、その補助金が昨年度入ってまして１８年度はないということです。

答（子育て） 児童福祉費補助金の増の理由ですが、翼幼保園、総合施設の整備費の補助を５，８３２万３，０００円、国から得たことによる増額です。

問（１３） 私も今のところで、社会福祉費補助金マイナス８６．４％となっていますが、これの内容と２１ページの市民税ですが、去年と比べると２億５，０００万円ぐらいふえているんですが、これは定率減税の削減などあったと思

うんですが、どれぐらいの方が今まで市民税を払ってなくて今度払うようになったかというのはわかりますか。

答(介護保険) 主要成果説明書30ページの社会福祉費補助金の減額ですが、平成17年度に南部ふれあいプラザの整備金が5,480万円、地域包括支援センターの整備金が100万円ありましてその分が減額となっています。

答(税務) 主要成果説明書21ページの市民税の関係の増の内容ということで、影響人数ですが、主に今回の増の理由については所得割額の増、税制改正による老年者控除、定率減税縮減、公的年金等の控除額の見直し等により増となっています。特に、影響額の人数ですが、純増は出ていませんが、老年者控除の48万円の廃止に伴い1,277人、定率減税の縮減により1万8,275人、公的年金等の控除額の見直しの影響で2,285人という内容になっています。

問(13) かなりの数の方が影響を受けていると思うんですが、この分についての使われ方というか、どういうふうに市として力を注いでいるのか。次の22ページですが、固定資産税が1億円ぐらい減ってるんですが、固定資産税でいうとふえるんじゃないかという気がするんですがその点と、次の23ページでこれも3,000万円ほどこれも減っているんですが、地目のところを見ますと若干ふえてるんですが、どうして減っているのか。

答(税務) それでは、説明書21ページの市民税の関係で増額になったということで、これについては相対的に市政全般の中で、重要事項を重点的に把握し、それぞれで執行しています。それから、固定資産税の減額の関係ですが、これにつきましては、固定資産税は3年に一度の評価替えがありまして、特に家屋につきましては評価替えに伴いまして減価により、その分が大きく減っていると、その影響で固定資産税が減額しています。都市計画税につきましても同じ理由でございます。

問(14) 決算書の93ページ、市税の関係でお聞きしたい。先ほど、不納欠損と収入未済の話がありましたが、私は収入未済の方でお聞きしたいと思いますが、市民税のところ、前年対比で収入未済額がふえているという点で、その理由と、それから内訳ですね、先ほど欠損の中で一部話が出ましたけども、

収入未済の点ではどういうふうな実態になっているのか。それから、それは個人と市民税の関係で、さらに固定資産税の関係でも収入未済のところでは前年の金額がふえていますので、それぞれ理由と内訳ですね、説明していただきたいと思います。

答（収納） 収入未済についてでございます。市税の滞納でございますが、個々のケースでいろいろ要因が考えられますけれども、景気全体としては一部明るい兆しがあるけれども、失礼しました、一部生産に弱さが見られるけれども回復しているとされてはいますが、地場産業である窯業をとりまく環境の改善があまり見られていないということが背景にあると考えています。今、お尋ねの市県民税の関係だけ申し上げますと、個人の市民税では滞納の件数が2, 236件、これは延べになります。こういった件数になりまして、滞納の要因でございますが、先ほど言いましたように個々の要因になってしまいますけれども、おおまかに申し上げますと、市県民税というのは所得税と違しまして、翌年度課税ということになりますので、前年に収入があった方でも翌年には退職とか転職をなさるというケースが多く、滞納の大きな原因ではないかということがあります。それと、滞納者の方というのは一般的に生活費とか借金の返済、それが最優先というふうにご考慮をしております。税金の支払いの方は優先度が低くなっている、納税意識が希薄しているというような状況になっております。また、訪問とか夜間の滞納整理、電話催告等を実施しても、滞納者の方と折衝できない場合とか、納税折衝できても約束が履行されない場合が多いのが実態です。こういった理由が滞納の総合的な理由になっています。次に、固定と都市計画税ですが、こちらの方、380件ということで、理由別としましては、一番多い理由としましては、支払いは完納されておられませんけれども、分納の履行中の方というのが約28%ほどみえます。次に納税意識の希薄な方ということで25%ほどの方、それとあと、その次に13%ほどの方が分納の不履行の方、そういった方で、この3者の理由で68%ほどの方が固定の方は滞納になっているということです。

問（14） 内訳について、例えば所得階層別にどれくらいの比率になっているか、収入未済になっている方の、そこまでの分析というのは把握されていま

すか。

答（収納） まず市県民税の方ですが、あくまで過年度分の滞納も入っているもんですから、前年度の所得から引っ張ったということで厳格な数字ではないということで御承知おきいただきたいですが、市県民税については給与収入で311万円から442万円、所得で言いますと200万円から300万円の方、そういった方たちが16%ほどです。その次に所得で160万円から200万円の方が11%、そういったような金額になっています。固定の方は、こちらの方は給与収入が440万円から570万円ほどで所得で言いますと300万円から400万円の方、これが13%ほどで1番です。あと2番手として、その上のクラスの方、所得で400万円から550万円の方、それと200万円から300万円の方が同数でほぼ各10%ほどです。

問（14） 法人の関係でも業種別だとか法人割、均等割、そのランクによって収入未済の状況はどのようになっているか。

答（収納） 法人の場合はそこまでは統計処理していませんが、実件数で22件、延べで33件の滞納となっています。現年度分で81万3,900円、過年度分で98万3,100円ということで、ここまでの統計しか作成していません。

問（14） 今の点については今後のこともあるので、ぜひ業種別、法人割、均等割別の収入未済に陥ってる比率を事務としてはきちんと把握して今後の事務処理に当たっても必要な内容になるのではないかと思いますので、そういう状況を把握していただきたいと要望しておきます。収入未済がいずれにしても市民にしても法人にしてもふえているというような関係で特に市民税の関係では先ほど話が出ましたが定率減税の縮減ですね、あるいは老年者控除の廃止というものがこの背後に大きく影響しているという状況が私どもは見られるというふうに思っていますが、その点ではどういうふうな見解を持っているのかお聞きしたい。それで私どもと例えばそういうふうな見解を同じくするのであれば必要な手立てを当該年度でどんな形で国等に働きかけを行ってきたのかと、具体的な手立てを講じることがあったならばお示しいただきたい。

答（税務） 個人市民税の関係で定率減税それから老年者控除の廃止等、これ

については法律改正に基づき課税側としては厳格にそれを執行していくという考えです。

問（１４） 先ほどの質問とダブるところがありますが、定率減税の縮減、老年者控除の廃止、あるいは公的年金控除等の引き下げ、これの対象者はそれぞれ答弁されましたが、影響額についてはどれくらいなのか。項目別に示していただきたい。

答（税務） 影響額ですが、まず、老年者控除の廃止に伴う影響額は、３，０５１万８，０００円、定率減税の縮減が１億７１６万６，０００円、公的年金等の控除の見直しによる影響額は９６５万５，０００円、こういう内容です。

問（１４） 当初予算のときにも同じような質問をしましたが、そのときに老年者の非課税制度廃止による影響という項目で影響する部分が生じるという内容になっていたかと思うんですが、この点はその影響というのは当該年度では全くなかったんですか。もし、あるならばその対象者と影響額を示してください。

答（税務） 税制改正による１８年老年者非課税の規定の廃止ということで影響として人数で１，１８１人、金額で３６３万１，０００円、そのほかにもう一つ均等割の非課税の規定の廃止というのがあり、これは生計同一妻に対する均等割の変更ということで影響額は３，８１６人で５６１万５，０００円、こういう内容です。

問（１４） 決算書の９９ページの１１款ですね、分担金及び負担金ですが、ここのところにも収入未済が上がっていますし、不納欠損も上がっているという関係で内訳と理由をお示してください。

答（市民生活） 使用料の収入未済額ですが、これは全額、住宅使用料です。金額が３，６９７万９，６２０円ということで、内訳としてはまず現年度分として１，２３９万３，５００円、その内の一般市営分として６１７万５，８００円、これが３２人、２１７月分です。分担金、負担金の方でしたか。失礼しました。

答（子育て） １１款の不納欠損と収入未済の内訳ですが、まず収入未済については平成１４年度から１８年度分の５年間の滞納世帯１１世帯、児童数で２

2人、総トータルで171万4,860円です。それから、不納欠損については、平成13年度以前のものでトータルで70万1,800円ですが、その内訳は、9世帯、児童数で14人分です。

問（14） それぞれ訳あってこういう状況になっていると思うんですが、その理由についてはどんな把握をされていますか。

答（子育て） まず、不納欠損の理由については納付意識の欠如が5世帯、7人分、所在不明が4世帯、7人分です。それから、収入未済については、納付意識の欠如が5世帯、生活苦が3世帯、所在不明が3世帯となっています。

問（14） 歳入の中で、先ほど言いましたように定率減税の縮減等がみられている決算内容になっていますが、新たに税源確保の点で、私どもは常に課税自主権を行使して新たな税革への取り組みにももっと熱を入れて取り組むべきだと事あるごとに指摘をしてきましたが、当該年度については法人市民税の不均一課税についても見送られるという内容になっておろうかと思いますが、この点では大変財政的に厳しいという状況ですので、不均一課税に踏み切るような形での検討を次年度に向けて実施されるように要望しておきたいと思いますが、それからもう一つは111ページの17款、繰入金のことでお聞きしておきたいのですが、ここで、当市にあってはいろいろ基金を持っていますが、おのこの基金別の積み立て総額、この辺をお示しいただきたい。

答（財務経理） 基金別の積み立てということですが、これは、歳出予算の方に当該年度の積み立てというものの金額は提示してありますが、18年度においては財政調整基金に元金、利子あわせて1,690万3,338円、減債基金が40万1,731円、それから、保育園施設整備基金が4万4,774円、学校施設整備基金が2万1,253円、医療機器購入基金が708円、緑化推進基金が3,432円、都市政策整備基金が404円、生涯学習施設整備基金が225円、港湾環境対策基金が230万365円、それから、残高の方ですか。決算書の最後に財産に関する調書ということであると思いますが、読み上げた方がよろしいですか。財政調整基金が13億4,218万133円、学校施設整備基金が2,127万4,531円、奨学基金が2,751万円、高浜市心身障害児及び家庭救済基金が2,510万4,182円、高浜市視覚障害

者救済基金が979万8,376円、高浜市心身障害者福祉基金が934万8,261円、高浜市保育施設整備基金が4,481万9,653円、高浜市緑化推進基金が343万5,611円、特別会計も入っていますが、国民健康保険支払事務基金が843万4,833円、高浜市医療機器購入基金が70万8,195円、高浜市国際交流基金が855万9,628円、高浜市地域福祉基金が1,015万1,418円、高浜市減債基金が213万2,913円、高浜市職員研修基金が94万8,472円、高浜市生涯学習施設整備基金が22万5,342円、高浜市進路指導基金が19万179円、高浜市都市施設整備基金が40万4,879円、高浜市介護給付費準備基金が6,984万4,897円、高浜市港湾環境対策基金が689万9,054円、高浜市まちづくりパートナーズ基金2,352万5,841円、たかはま夢・未来基金が700万円、高浜市土地開発基金が1億8,917万5,593円ということです。

問（14） ありがとうございます。それで、一つは項目を確認したいということが一つ、それから、基金に対する考え方ですが、やっぱりそれぞれ窮屈な財政の中でやりくりをするわけですから、一定の基金に対する見解を持っていると思うんですね。これは、運用についての是非にもつながっていきませんが、お金があるから基金をつくって何でも積み立てればいいという性格のものでもないで、そのあたり基金に対する見解を聞いておきたいと思います。それともう一つは、これは自治法上の規定ですが、特定目的の基金とそれから、定額運用の基金と大きく二つに分かれていると思うんですね。例えば今回、監査委員から提出された意見書の中では、基金運用状況について意見書が示されていますが、意見書でいきますと11ページにそれが一つ該当しますが、その意見に付されているのは高浜市土地開発基金一つなんですね。じゃあ翻って土地開発基金だけが当市の基金なのかというとそうではないですね、先ほど言ったみたいに多岐にわたって基金がある。とりわけ定額運用の基金というのも5本か6本あるわけですね。これらについて監査員の意見を求めているというのは特段の理由があるのかどうか、これは意見を求めなくてもいいよという解釈でそうになっているのか、このあたりの流れが私は理解できないのでお聞きしたい。

答（財務経理） 基金の運用については、先ほど委員が言われましたように特

定目的基金と定額運用基金とあるわけですが、基金に意見を付すということについては特に特定目的基金、定額運用基金についてはそういうものの必要性はないと私ども理解していますので、土地開発基金についてはそういう法的なものの中でそういう運用をされているということだと理解しています。私どもは、基金の設置の考え方は、当然法律で定められてる財政調整基金、減債基金は別物だと思いますが、特定目的基金についてはそれぞれ施設整備等その目的のために資金を将来的に担保するという部分の中でそういう時期を見て積み立てをしている部分と、定額運用基金についてはそれぞれの設置をするときの寄付とかそういうものの目的も踏まえて新たに設置した基金というものもあるかと思いますが、基本的にはそういう流れの中で、私ども財政状況の非常に厳しい中で、基金については財政調整基金なり減債基金に優先的に積み立てるという基本的な考え方を持っています。

問（14） とりわけ、この特定目的の基金については、これはその考え方でいくと未来永劫この基金をずっと設置をして運用していくんだということにも一面受け取るわけで、基金というのは果たしてそうであっていいのかということもあるわけですね、半面。内容によっては、一定の年限をもって基金を廃止するというようなことも視野に入れて財政運営を図るべきだと私は思うんですが、その点ではいくつか先ほど言いましたよね、保育施設整備基金を初め、先ほど答弁がありました、その一つ一つ個別の基金について、これは向こう3年、あるいは5年という時限的な制約を持って見直しを含めてそういう見解というのは持ち合わせているのかどうか。その点を一つ改めて聞いておきたいと思います。それからもう一つの視点ですが、定額運用資金ですね、これは今回、監査委員の意見書によると、地方自治法の241条の第5項の規定によるという規定があって、この土地開発基金に監査委員の意見を求めているわけですね。必要な書類をそろえて意見を求めているという流れになっていますが、これは定額運用基金というのは、とりわけ基金からの直接的な貸付だとか基金への返還、貸し付けた金額への返還、これが歳入歳出の予算に関係なく計上されている。公金の運用が不透明になるよということから定額運用の基金については監査委員の意見を求めてきちんと審査してもらおうんだというのが自治法上の規定

だと思うんですね。その中に先ほど言ったみたいに奨学金の基金があったり、身体障害者及びその家庭救済基金というのがいくつか当市にあるわけで、それはやっぱり定額運用基金のくくりの中で処理されるという解釈に立つと、やはりそれは一つ一つの基金についても監査委員の意見に付すべき性格のものではないのかなと、私はそう思ってるんですね。ところが担当の方がそうじゃないということですので、一度これははっきりさせておく必要があると思うんですね。会計処理上の処理の仕方で先ほど言ったみたいに不透明さという部分がその点では経理の処理の仕方で残る部分なんで、やっぱり公金をより正確に、透明に明確にする点では監査委員の意見を求める、必要な書類を添付してですね、意見を求めるというのは私は大事じゃないかなと思うんですが、いかがですか。

答（財務経理） 最初の御質問の定額運用基金については、もともとその基金を設置した当初は利息が高い時期で、そういう中で運用してきた面が多々あったんじゃないかなと思うんですが、現在は、そういう部分の中で元金の方も取り崩しして運用している部分があるかと思imasるので、そこら辺は収益というよりも目的という部分を重視していく中で、見直すべきところは見直していかなければならないというふうに理解しています。それと、もう一点の意見を付してという部分については、今、委員が言われましたように資金を運用して云々という意味の解釈でいきますと、私どもの定額運用基金については見舞金とかそういうものを一方的に支出しているという形の中での運用という違いがあるのではないかなと思っています。

問（14） 自治法上の規定は、今言ったように明確なんですね。この定額運用については監査委員の意見に付すべきだという解釈が示されているんですね。条文上規定されているということなんで、一度それを明確にさせていただいて、今後検討するという扱いをぜひやっていただきたいと、この点はいかがですか。

答（財務経理） そういう御指摘ですので、監査の方も含めて一度検討してみます。

<歳出>

## 1 款 議会費

質 疑 な し

## 2 款 総務費

問（１） 主要成果説明書 44 ページ、2 款 1 項 4 目の情報公開事業についてですが、33 件の公開は前年度に比較してふえてるんでしょうか、減ってるんでしょうか。またその増減の理由として何か特徴的なことがあるのか。

答（文書管理） 33 件が 18 年度に請求があり、平成 17 年度は、25 件の請求がありましたので、この 8 件の増については、一部マニアの方が例えば福祉、病院に特定の分野に多数の情報公開請求をなされたということです。

問（１） ここで不存在 4 件とありますが、この不存在というのはどういうことを請求されたんでしょうか。

答（文書管理） 例えば、議員の口利き、新聞等でも問題になったんですが、日本メンテナンス関係の口利きがあったんじゃないかということで公開請求があったんですが、その文書については市の方にはなかったということでした。ほかには福祉の関係ですが、裁判の関係があり、その関係についても担当の方で調べましたがなかったということで、あとは病院の方で障害者の程度の区分審査に提供するという医師の意見書についても公開請求がありましたが、これについても文書が存在しないということでした。最後もう一件、これは成年後見制度にかかる文書で審査の請求がありましたが、これについても該当する文書がないということで文書不存在という処理となっています。

問（８） 主要成果説明書の 69 ページ、防災対策費で使用料及び賃借料の中で、緊急通報機器借上料 25 万 2,000 円がありますが、実際何件くらいの緊急メールが発信されているかお聞きしたい。また、300 人分と書いてあるがこの主な関係者とかどういう関係者の方が登録されているのか。

答（生活安全） 緊急通報システムは去年の 8 月から運用を始めておりますが、平成 19 年 3 月までの 8 カ月の実績で申し上げますと、発信総数は 372 件となります。内訳としましては、天気予報は毎日発信されており、これが 243

件、気象警報が8件、地震情報が13件、火災情報は高浜市分が11件、これも選択できるようになっていますが、高浜市以外の4市の分が70件、不審者情報が19件、訓練等が8件となっております。ただいま申し上げたようにこの中には天気予報、気象警報、火災情報は選択ができますので、皆さんがすべての案件を受信しているわけではありません。それから登録者の内訳ですが、これについては高浜市の消防団、それから消防協会、それから町内会、まちづくり協議会を初めとした地域団体、それから小中学校、幼稚園、保育園、それから市議会議員の皆様、市役所の職員、こういった方たちを登録者としています。

問（8） 不審者情報が19件ということでしたが、多いときには連続して発信されることもあって不安に思うこともあります。その後についてはどのように収まったかということがわかりましたらお答えいただきたいと思います。また、不審情報というのは子供さんをお持ちの保護者の方も知りたいと思ってみえると思うんですが、その辺についてはどういう形で伝えられるのかお聞きしたいと思います。ちなみに8月に総務市民委員会で市川市の視察に行ったときにもこういう発信がされており、五つの情報項目の中から市民どなたでも自由に選んで登録できるというシステムになってまして、その中にこういう防犯情報というか子供の安心安全情報というものの登録者が一番、ほかの情報項目に比べてダントツに多くて、結局一般市民の方というか保護者の方も非常にそういうことに関心を持ってみえるということが考えられるんですが、高浜市の場合は一般の保護者の方にはどのように発信されているのかお聞きしたいと思います。

答（生活安全） 不審者情報については私ども主に碧南警察署や教育委員会から得た情報を送信させていただいていますが、関係者の皆さんにお知らせすることにより、注意喚起をしたり防犯パトロールなどに役立てていただきたいと考えています。不審者の特定は非常に困難だということをお聞きしていますが、今年の7月19日ですけれども、この日に、その前の6月27日に向山町、それから7月18日に稗田町です。不審者が出たというメールの発信をさせていただいておったのですが、この件につきまして、不審者の身元が判明した

ということで碧南警察署の方からご連絡をいただきましたので、これについては7月19日に皆さん方にお知らせさせていただきました。それで、特に不審者情報等についてですね、子供さんを持つ親の方々が非常に関心が高いということでございますけど、現在、高浜市内におきましてはですね、市内の小中学校全てでですね、学校を中心としたメールシステムを持っています。このメールシステムでは学校の行事とかですね、学校の様子、こういったことがメールで配信されるようになっておりまして、この中でも不審者に関する情報も配信されているということで、多くのご父兄の方がですね、このメールシステムには登録されてみえるのではないかなというふうに考えています。それから私もといたしましてもですね、実は協働事業の方におきまして、港小のおやじの会が中心となってですね、高浜市メールシステムというものを昨年度から始めておりますが、今年度ちょっと一部システム変更等もいたしまして、こういったメールシステムも実は稼動しております。こちらにつきましては消防協会の関係の方ですとか、町内会の中の関係の方、これにつきましては人数の制約等がございますので市民の方全員にまだ御案内できる状況ではないのですが、そういった方、それから職員の中でも市の緊急通報システムに加入していない職員に対してですね、同様な情報を流すような形で共同事業として実施いたしております。

問（4） 主要成果説明書の75ページですが、戸籍住民基本台帳事務事業に関連しまして、今朝方の新聞にもちらっと出ておりましたが、総務省のネットの方にですね、地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会というものの報告書が出ております。その内容がですね、地方公共団体がその業務を民間に委託する場合の委託先の選定方法や契約のあり方、行政責任の担保のあり方などが示されております。高浜市が総合サービスに委託している内容というのはこの報告書に合致していると考えてよいのかどうかお聞かせいただきたいのですが。

答（人事） それでは、総論的な部分につきまして私の方が御答弁させていただきます。ただいまの御質問でございますが、結論から申し上げますと合致していると考えています。特に住民票の写しの発行など、公証行為が必要なもの

につきましては、その行政責任の担保というものが必要になってまいります。先程、議員おっしゃられました報告書の中の民間委託等に関する基本的考え方、その中の3番目に公共サービスの民間委託の範囲について、さらに細分化された「イ」というところでは、住民の権利義務に深くかかわる業務というところが掲載されておりますけど、少し朗読をさせていただきますけれど、業務全体で見れば住民の権利義務に深くかかわる業務であることから、法令上、民間委託が不可能とされていた業務であってもその中心となる権限行為の前後に位置する準備行為や事実行為のように、住民の権利義務への関与が相対的に低く、民間委託に適していると考えられる業務を切り分け、守秘義務やみなし公務員規定などの必要な措置を講ずることで法令上民間委託が可能とされる例もある。こんなふうを示されているわけでございます。したがって、例えば住民票の写しの交付申請書と証明書の内容の照合、すなわち交付するかどうかという権限行為としての意思決定、これは私どもの場合、市長の補助機関たる市職員に留保しておりまして、それ以外の部分につきまして委託をしているというものでございます。私どもの契約書につきまして、総務省の自治行政局、こちらの方から契約方法についてのアドバイスもいただいておりますので、現在検討しているところでございます。

問（４） 非常にわかりにくい説明だったと思いますが、要は、業務が一連の業務であっても、きちんと市の職員が担保しなければいけないところだけを担保しておれば、その前後を切り分けて考えることによって委託可能であるというような見解をしているということですね、この報告書の方は。それでよろしいんですか。

答（人事） そのとおりでございます。今、準備行為とか事実行為というふうに申し上げましたけども、具体的に言うと入口の部分と出口の部分、こちら側は単純、比較的単純という用語弊がありますが、委託に出していい業務、そして真ん中の部分、行政責任の部分につきましては、これは委託はできないよというところで委員のおっしゃるとおりでございます。

問（４） それで今、答弁の方にありました自治行政局からの契約方法についてのアドバイスというのはどのようなものでしょうか。

答（人事） このアドバイスなのですが、契約書の上において業者の権限を明確にするような工夫が必要であると、現在少しその工夫がなされていない、はっきりしていないということで、行政権限を明確にするような工夫が必要であるよというようなアドバイスを受けております。具体的には行政処分である意思決定が市長に留保されていることを明確にするために、例えば住民票の写しの交付申請書の受け付けから端末への入出力、これ、先ほど準備行為と申し上げましたけれども、この準備行為の部分と、それから交付から手数料の収納、それから申請書の整理、こういった事実行為に関する部分、これ、先ほど出口部分とも言いましたけれども、こういった部分を明確にして、そして申請書と証明書の内容の照合、ここが交付するという意思決定なんですけども、ここは委託内容に含まれないよということを明確にすることを現在検討しているということでございます。それで、この検討にあわせて、14番議員の方から一般質問におきまして、業務を進める上で市の設備だとか機材、そういったような御指摘も受けておりますので、この方法につきましてもあわせて検討したいと思っています。

問（4） トータルで言いますと、今現状、高浜市で行っている総合サービスに対しての委託業務というのは何ら違法性はないと、但し、契約書上においてきちんと明確化する必要があるから、それを検討中であるという理解でよろしいでしょうか。

答（人事） そのとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

問（1） 主要成果64ページ、電算管理費の中ですが、この中で、あいち電子自治体推進協議会負担金、これが若干増えているようですが、それぞれ理由が電子調達システム、これを開発するためということで、そのシステムを利用した入札状況、これについて教えていただきたい。

答（情報管理） まず私の方から、予算は情報管理グループの方にありますのでお答えさせていただきます。この、あいち電子自治体推進協議会の負担金は、主に電子調達システムの開発費用でして、具体的な名称はCALSと呼ばれているわけですが、このCALSの電子調達システムのうち、工事・コンサル用のシステムにつきましては、平成19年4月より電子入札が開始されたところ

であります。具体的に増となった理由でございますが、平成18年度からは、平成20年4月からの電子入札の開始を目指した「物品用の電子調達システム」の開発が始まりましたので、工事・コンサルから入ったわけですが、18年度からは、物品用の電子調達システムの開発費用が発生し、高浜市の負担分54万3,000円が加わったこと等によるものであるということにして、実際に稼働している入札状況につきましては担当が契約検査ですので、そちらでお答えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

答（契約検査） ただいま御質問のございました、電子入札の執行状況ということでお答えさせていただきます。御案内のとおり、平成19年4月より電子入札の工事と建設コンサルタントの業務の入札を実施しております。建設工事につきましては、130万円を超える工事、建設コンサルタントの業務につきましては50万円を超えます業務委託につきまして対象としてございますが、4月25日に1件入札執行してございまして、それ以降、8月末現在の状況でございますけれども、建設工事では47件、建設コンサルタントの業務の方では11件実施をいたしてございます。いずれもシステム障害等、そういったトラブルもなく、順調にいったいるという御報告をさせていただきたいと思っております。

問（1） 工事・コンサルで来年から物品用システムで、金額で制約があったんですけども、この辺のところは変わっていく、広げるような動きはあるんでしょうか。

答（契約検査） 物品の方につきましては、80万円を超える入札の方を予定してございます。

休 憩 午前11時06分

再 開 午前11時14分

問（18） 主要成果説明書の67ページ、2款1項19目の市民相談事務事業の中の、ポルトガル語の通訳等業務委託ですけれども、18年度から新たに通訳者の方が配置されたわけですが、高浜市におきましては外国人の方が大変

ふえてきまして、外国人の市民サービスの向上につながったと思いますけれども、通訳者の方を配置されて、外国人の方の反応ですとか効果、成果についてのようにとらえてみえるのかお伺いします。

答（市民生活） 主要成果に記載のとおりでございますが、相談業務といたしましては、延べ2,185人の外国人の方に対しまして、延べ件数で2,868件の通訳業務を実施してまいりました。1日当たりに換算しますと11.7件というふうになってございますが、業務別でいきますと、多い順に、外国人登録済証明書関係、これが447件、市営住宅、県営住宅関係で333件、国民健康保険税の関係で311件、次にごみ収集案内、ごみ袋の配布関係で254件、あと、市県民税、国保税の収納関係で253件、子育て、保育園の入園関係で197件、所得、納税の証明書の関係で169件など、その他、市役所の業務の多岐に渡っておりまして、十分、外国人の方へのサービスの向上が図られたと考えています。それと公的な文章の翻訳業務につきましても、簡易なものを除きまして、48種類、A4換算で132ページ分を実施しています。グループ別で多い順に申し上げますと、市民窓口グループが11種類、収納グループが8種類、こども育成グループが6種類、子育て施設グループと税務グループがそれぞれ4種類等でございますが、全部で13のグループに渡っており、行政と外国人の方との意思の疎通が図られたと考えております。また、加えまして町内会でありますとか、公営住宅の自治会、そういったところに対しまして、分別収集の当番表でありますとか、回覧板の案内、ごみの不法投棄の関係の看板などの翻訳業務も行っておりまして、外国人のみならず、十分、市民全体の方のサービスの向上が図られていると考えております。

問（18） 外国人の方のさまざまな問題点等を、通訳者を通しまして出てきたと思いますが、どのような事を掌握してみえるのか、その内容につきまして具体的に教えていただきたい。

答（市民生活） 通訳を介しまして、窓口のトラブルということは特にございませんが、やはり考え方の違い、文化の違い等がございまして、通訳をやっているときに市の職員の説明の仕方等で相手にうまく伝わらないという事例があったということで、その辺はよく気をつけるようにということで指導しており

ます。

問（18） ごみの問題につきましても、いろいろと通訳者の方が中に入って解決に取り組んでくださっていると思いますが、まだまだ町内会長さんですか、いろんな方にお聞きしますと外国人の方のごみの出し方、そういったモラルがまだまだきちっと定着していないというようなことをお伺いしますけれども、もう少し活躍していただいて、きちっとごみの出し方につきましても御理解いただけるように取り組んでいただきたいと思いますが、せっかく通訳者の方がいらっしゃるんですから、外国人の方と日本人が気持ちよく共生して生活していけるようにということで、もう少し取り組んでいただきたいと思いますが、その点につきましてどうでしょうか。

答（市民生活） 通訳の方からお聞きしますと、母国へ帰られるとですね、ごみというのはその辺の隅に置いておくというのが、どうもルールのような地域があるというようなことをございます。したがって、やはり日本にきているということで、その習慣というのは変えていただく必要があるのですが、地道にですね、よく捨てられているところというのは看板等設置してまいりますので、地道にやっていくということで御理解いただきたいと存じます。

問（13） 主要施策成果の51ページですが、職員の衛生管理が出てますが、健康診断をやってない人はいないだろうと思うのですがどうでしょうか。それからメンタルといいますか、ちょっと精神的にどうかという場合に、そういう面での検査をどういうふうにしてみえるのか、その辺りを教えてください。それから、60ページの名鉄三河線複線化促進期成同盟会とリニア中央エクスプレスと中部国際空港と伊勢湾港道路と、金額はそんなにではありませんけれど、これは大型の開発行為に係る負担金だと思うんですが、こういうのはやはり一刻も早くやめるべきだと思うんですが、これについての見解をお願いします。それから、69ページの家具転倒防止取付委託料が3万2,340円、7件ということで出てますが、これは取り付け費用だと思ったんですが、そのあたりをお示しくください。それから74ページ、市税等徴収事業の中で委託料53万2,177円ですか、これは何人で、時間が何時から何時まで、そのあたりもお示しくください。76ページ、住民基本台帳ネットワークシステム事業で、

これまでにどれくらいの数が出てるのかお示してください。

答（人事） 最初に51ページの職員の健康診断の件でございます。受診していない職員はどれほどかという御質問ですが、受診対象職員数といたしまして350人、受診者数が335人、これは総検133人、定期健診、ドック202人なのですが、受診率としましては95.7%、未受診者は15人となっております。それからメンタルの検査はあるのかというお話でございますが、やはりメンタルの検査というのは心の部分ということでなかなか検査というのは難しさがあります。そういったことから定期的な検査というよりも、職場での上司の気付き、そういったものが重要になるんじゃないかなと思っています。また、あわせましてメンタルの部分につきましては、昨年度いろいろ研修とか、ビデオの貸し出しだとか、そういったこともやっておりますのでよろしく願いいたします。

答（地域政策） リニア中央エクスプレス建設促進愛知県期成同盟会等の負担金につきましては、やめるべきではないか見解をとということでございますが、このリニアにつきましては今年の4月27日の新聞記事で御存知かと思いますが、JR東海が2025年に中央新幹線の営業開始を目指すというような記事が載りまして、気運としてもこれから盛り上がっていくんじゃないかというように考えております。それから名鉄に関しましては、実は利用促進を図る事業というような意味合いが濃くなっておりまして、利用者が少なくなって廃止ということになってはもちろん困るわけですので、名鉄に対し、物を言うためにも、この組織は重要であると考えています。それから中部国際空港、伊勢湾口道路の関係ですが、これについては今すぐどうのこうのということではないのですが、この中部地域は大変元気がいい地域、物づくりでいろいろな可能性のある地域ということが言われておりますので、一つの可能性の提案として続けていくことに意義があるのではないかと考えています。

答（生活安全） 主要成果説明書69ページの家具転倒防止器具取付委託料ですが、これにつきましては取り付け費用のみでございまして、器具代につきましては御本人負担ということでございます。

答（収納） 主要成果74ページの市税等徴収事業の中の窓口業務委託の人員

と時間です。人員については2名、時間につきましては8時半から5時15分ということになっております。

答（市民窓口） 住基カードの発行状況でございますが、平成18年度におきましては97枚を発行しております。内、写真付きが72枚、写真なしが25枚です。

問（13） 職員の衛生管理の関係ですが、前に大きな組織のところで検査してみえない方がおられて、何でそれがわかったかという、心筋梗塞を起こして病院に担ぎ込まれて初めて検査してないということがわかった方がいたんですね。そういうことがあってはいけませんので、やはりきちんと検査されるようにしていただきたいと思うんです。その点で市の方がどのように対応してみえるのかをお示しくください。それからリニアの件ですが、東海地方が元気だといっても、一般の人たちが元気なわけではなくて、本当に大手企業が元気なだけという部分がありますから、特に今、国の方が大きな借金を背負っている中でこういうものにとりかかっていくというのは大変危険といえますか、ますます国の借金を増やしていくような面がありますので、やはりこれは考えていただきたいと思うんです。それから中部と伊勢湾口の件ですが、地域として考えていくというお話ですが、これもやはり大型開発はやめるべきだという世論が出てますけれども、そういう面でも撤退をして高浜からでもそういう方向に持っていくべきだと思うんです。その点でお願いします。それから家具転倒防止器具取付委託料ですが、これやはり7件しかないというのはお年寄りがなかなかやはり金具の費用も負担しなとなかなか取り付けができないという、あらわれだと思いませんか。そういう点で金具の方も一緒に取り付けるようにしてほしいと思うんです。それから委託料の件ですが、現在、窓口業務委託って二人ではないと思うんですが、これはどうなっているのかお示しくください。それから住民基本台帳ネットワークシステム事業ですが、これまでにどれだけの数が発行されているのかお示しがなかったのでお願いします。

答（人事） 最初に51ページの職員の衛生管理事業の関係で、検診の未受診者への対応ということでございます。検診の重要性というのは先生おっしゃるとおり私も重要だと十分理解しております、未受診者の方につきましては身

近かな医療機関、そういったところでの受診をすすめているところがございます。先ほど18年度の検診受診率95.7%と申し上げましたが、17年度が94.7%ですので、1%ほど上昇しておりますので、もっとこの率を引き上げていきたいと思っています。

答（地域政策） リニアも実に研究が始まってから45年たってようやくこういう動きが出てきたということで、こういうものにつきましてはきっと今すぐどうこうということではなくて、国際競争力だとか、もっと大きな視点で見ていく必要があるのかなと思います。25年たてばリニアが走るかもしれない、そして内藤議員も乗られるかもしれない、その時にはできてよかったなと思われると思いますのでよろしくお願いいたします。

答（生活安全） 主要成果69ページの家具転倒の関係ですが、家具転倒防止に使う器具につきましては、転倒防止を図る家具の大きさ、形、そういったものによっても種類がいろいろございます。金具もあればベルト方式もある。価格的にも一つ200円くらいのものから1,000円、1,500円とそういった種類がある中で、どの器具を選定するかということにつきましてはシルバーの会員に取り付けをやっていただいているわけですが、その方が現地に行かれて御本人と相談してですね、その中で器具を決めるということで、器具についてもいろんな種類がございます。そういうこともございまして現在のところこれをですね、市の方で負担するという考えは持っておりません。ちなみに今年度につきましては、現在約30件ほどの器具の取り付けの申請の御相談をいただいておりますので、今年度につきましては、それぐらいの数の取り付けが実施できるのではないかと考えています。

答（収納） 主要成果74ページの委託料の関係ですが、先ほど人員の方は2名ということで申し上げさせていただきましたが、実際はもう一人おりまして、前のページの73ページになりますが、市税の賦課事業の方で一人ということで、税務と収納合わせて3人という形になります。

答（市民窓口） 大変失礼いたしました。累計でございますが、18年度末で273枚、写真付きが226枚、写真なしが47枚、こういう内訳になっています。

問（13） 職員の衛生管理の健康診断の関係ですが、是非皆さん健康診断をやっていただくようにしていただきたいと思うんです。心筋梗塞になってから健康診断がやってなかったということがないように、本当に大事なことでお願いします。それから、リニアが25年たったらと言われましたけれども、その前に国が本当に大変なことになるんじゃないかと思うので、こういうのはやはり撤退して、そういう声をあげていくということも大事だと思うのでお願いします。それから家具転倒防止ですが、金具やベルトがあって取り付ける方との選定が難しいというお話がありましたが、一般的なたんすなんかであればそんなに難しいベルトだとかそんな物はいらないと思うんですね、一般的な金具でいいと思うんですが、そういう面でもしベルトなんかが必要だといえ、またそれはベルトで別の対応があると思うので、ぜひ金具も一緒に転倒防止の取り付け委託に費用として一緒に入れて、無料でやっていただきたいと思います。それから、住民基本台帳のネットワークシステム事業ですが、これまでに273枚出たということですが、かかっている費用に比べるとかなり少ないし、情報の漏洩の問題で、あちこちで問題が出ていますので、ちょっと考えていただきたいと思います。

問（14） 内藤さんの質問に関連しますけれども、リニア中央エクスプレスのことですが、担当の思いは思いであると思いますけどね、内藤議員、人がいいから、あえて私、苦言を呈したいと思うんですけども、25年たってね、作って本当によかったかと、乗られるかもしれないと、で、乗ってよかったと思われるかもしれないというのは、あなたの思いで、それを私が聞いておって、余計なお世話だと思うんですよ、それは。だから、私は職員の教育という視点でね、それはやはり聞いておって鼻持ちならんような答弁というのは、これはやはり慎重にさせていただいてですね、答弁に臨んでいただきたいなというふうに思うんですね、そのことだけ申し上げておきたいと思います。それから、124ページの秘書費ですが、当該年度で副市長二人制度は関係するわけですね。事務局長、副市長二人制というのは当該年度ですね。私は二人制だというふうに考えておって、お聞きしておきたいと思うのですが、要は、副市長二人体制、長から拝命をされてですね、この1年間やってこられたということなので、つ

まるところこの二人体制をしいてですね、今日までやってきた内容で、以前と違った形の対応をね、何か特筆すべき、あるいはその胸を張ってですね、こういったことをやってきましたというところがあれば一度御披露していただきたいというのが一つです。それから説明書の67ページですが、先ほど市民相談事務事業という形で質問出ましたけれども、私はさまざま相談事が寄せられたということを受けて、この相談事に対する処理ですね、処理はいったいどうなって、要するに解決ということも含めてどういうふうな状況、把握している部分、一定程度あると思いますけれども、相談に乗って、乗りっぱなしということではないと思うんですね、一定の処理がされているというふうに思いますので、それについてはどういうふうな状況であったかということを知りたいと思います。

答（杉浦副市長） 二人副市長制になってどう変わったかということですが、私は特にマニフェストを中心に、特命事項を担当するというところでやっているわけですが、マニフェストの進捗状況も報告させていただいているとおりでございまして、その内容を見ていただければこの1年どういうふうに変ったかは御理解いただけるかと思っておりますし、おかげさまで事業としては順調に進んでおると私なりに理解しております。

答（後藤副市長） 私の方は御存知のように収入役業務を兼掌しながら一般的な総合的調整業務をさせていただいております。大きな過誤もなく、大過なく事業の進行ができたということで、今回決算書等にも主要成果説明書等でもいろんな業績が出ておりますが、そういったところで御判断をいただければと思います。

答（市民生活） 主要成果67ページの市民相談事務事業でございまして、ここに記載のございます特設相談につきましてはそれぞれの専門の相談員が居るということで、相談内容については個人情報の部分があるということで、私どもも深くかかわっておりませんので、この部分は御容赦いただいて、上の市民相談、日系人相談の部分でございまして、当然、相談を受けまして私どもの意見だけで相談が全部解決するということにはございません。必要な機関のところの紹介、特に私どもの社会福祉協議会の方で弁護士による心配事相談等もやっ

ておりますので、そういった必要な機関を御紹介をしていくということでございます。

答（地域政策） 先ほどの私の答弁が不愉快な思いをさせたということにつきましては大変申し訳ございませんでした。ただ、そういう夢のある計画だということをお紹介したくてそういう答弁に至りました。どうも大変申し訳ございませんでした。

問（14） 67ページの市民相談事業ですが、これは特に心配するのは多重債務の相談事ですね、この市民相談やあるいは日系人相談の中にあるかと思えますけれども、これは相談を受けて、対応される職員でいろんな知識を持っておられてね、解決のためにつながっていくという、そういう簡単なものもあれば大変複雑なものもありますから、担当の能力を超えている部分については、これはやはり弁護士もそうですけど、福祉の部分や教育の部分だとか、さまざまな全庁あげての横断的な連携ですね、あるいは他の機関との連携というのは当然のこととして一つの相談事に対してそれを解決するための手立てというのは必要となる場面があるわけですね、そういったことで一つの解決のための道筋を示すという、それは現在やられていると思うんですね、その相談事の内容についてそういう方策を示していただいて、実際やるかやらんかというのは御本人の自由だということと今、ぷつつんしてると思うんですね。だから私はそうじゃなくて、そこまでやったら市民の皆さんたちからの貴重な相談事ですので、それが果たしてきちっとそういう解決のために御努力もされているのかどうかね、初めて私はそこでその相談に対する完結性というのは私は見られるというふうに思っていますけれども、そのあたりは親身になってどのあたりまでやっておられるかという現状をね、一つ聞いておきたいなというふうに思うんです。それからもう一つは先ほど話が出ましたけれども、これは窓口事務のことですけどね、先ほどの答弁を聞いていると現行のスタイルというのは、業務委託というのは違法性は無いという見解ですけども、その点では私、一般質問で取り上げた内容と基本的にはスタンス的には変わってない。ただ、一步前進的な部分は契約の見直しを検討するということがありましたですね、それは大いに期待して、見直しをしていただきたいと思いますけれども、それは、見

直しをするということは物の見方を変えれば現況の業務委託の内容がね、やはりまずいんだよという表裏一体の関係になるわけですね。だから違法性は問題なしという答弁じゃなくて、いろいろ懸念されると、したがって検討しているんです、という答弁に私はなるべきだというふうに思うんですね、それでないと整合性がないですから。文脈的に言ってもね。私はそう思うんですね。しかもこのことは意思決定する部分は市長にあるよと、もしくは長から命令を受けてですね、長の補助機関が当たるんだと。これは規程上まさにそのとおりと、それを私、一般質問で取り上げたのはそこが抵触するんですよということなんです。で、それについては検討するというふうな考え方だと思うんですけども、そうすると一連の業務を今、委託することが、分断をすればいいよということにもなるんですけども、そうなる今度はずいぶん、じゃあ、業務委託することの効果というところがね、どうなってくるのかと。今、一連性をもって業務委託することに職員の配置をしなくても済むんだと、これが人件費の削減につながっているんだというのが一つの基本になっているわけですね。したがってこの点ではそれが制約されるわけですから、人件費の削減という内容ではね、やはり問題もその点では生まれてくるということなんで、事務事業そのものの見直しというところまで私は話が発展していこうというふうに思うんですね、したがってそのことも私、考えておりますので、ぜひどこから突いても、突くという言い方はおかしいですけども、見られてもですね、全く違法性がないんだという内容になるように、全国各市が高浜市を見習ってということがありますので、違法性、あるいは違法性が懸念されるような中身をね、全国に発信してはだめだということなんで、ぜひせっきやくの機会ですから十分な検討をするよう求めておきたいと思います。

答（市民生活） 市民相談業務でございますが、私どもの市民生活グループというのがそういった市民相談のところに重視をする、特化をするというところできたグループということは十分認識をしております。それで、役所の中で解決がつく事項というのも当然ありまして、そういったものは当然あとからどういう内容になったかというのは確認をしておりますし、これについては解決に至ったということは確認しております。もう1点、委員おっしゃられました

けど、多重債務の関係の相談でございますけども、件数は多くはありませんがやはりございます。その相談におみえになる多くの方は、自己破産というものを前提に役所へ来庁されますが、今現在、いろいろ出資法と利息制限法の計算の見直し等によって借金が大幅に減額になるような可能性もあるというようなことや、自己破産以外にいろいろ方法も個人再生でありますとか、特定調停とかいろいろ方法もございますので、そういった方法があるよということは説明を申し上げますが、最後は御本人がどれを選択されるかということでございますので、その後にもまた御相談にみえれば経緯等はお聞きしますが、こちらからその方にどうなったかというようなところまではやっておりませんのでよろしくお願いたします。

答（後藤副市長） 先ほどの窓口業務の委託の件ですが、繰り返しにはなりますが、現状の私どもが行っております委託業務においては、現時点で違法性があるというような認識にはないし、また、総務省の方のいろいろと御相談をする中ではそういう御指摘もございません。ただ、私どもの現契約書の中では、その意思決定にかかる部分はその業務の中からは外れているわけですが、先ほども御説明申し上げましたように、準備行為、あるいは事実行為、こういったものについてだけ、より明確にすべきだというようなアドバイスをいただいております。したがってそういうことについて、より誤解のないような契約方法について今後さらに検討を加えていきたいと、このように考えておりますので、そのあたりは十分御承知置きを、あるいは御理解をいただきますようお願い申し上げます。

休 憩 午前 11時52分

再 開 午後 1時00分

委員長 確認ですが、2款 総務費については質疑を打ち切りましたのでよろしくお願いたします。

3款 民生費

問（４） 主要成果 98 ページから始まるところで、障害者自立支援事業についてお伺いします。昨年度と主要成果の様式が大きく変わっており、また、昨年度の在宅・施設介護事業と比較して障害者自立支援事業が減額となっていますが、これは障害者自立支援法の施行によるものと思いますが、その内容についてお聞かせください。

答（地域福祉） まず、様式の変更についてですが、これは委員がおっしゃられるように自立支援法の施行に伴い、従来の身体、知的、精神の3種類の障害種別ごとの区分から、介護給付、訓練等給付、または市が実施主体となる地域生活支援事業と障害種別を問わない共通の事業という枠組みに編成されているものです。次に、減額の理由ですが、これは、自立支援法の施行に伴い、定率負担、1割導入と通所の知的障害者授産施設への報酬の月割りから日割りに変わったことに伴う報酬の減というのが主な原因です。

問（４） それでは、その報酬減の具体的な減額の部分をお聞かせください。

答（地域福祉） 先ほどの主な原因の通所の知的障害者授産施設ですが、具体的には、平成17年度において通所授産施設の実績額が1億99万6000円でした。平成18年度の実績においては、7,409万6,637円で、この部分で2,700万円程の減額となっています。こういった減収に伴う施策として国においては平成19年4月より特別対策ということで激変緩和措置を施設にはとるということで今までの減収分80%まで保障しようというものが90%まで保障しようという施策がとられているところです。また、あわせて利用者負担についてもさらなる軽減ということで上限額の1/4まで引き下げるという施策がとられています。こういったことにより利用者の方がこれから施設に出向いていかれるということで施設にとっても今後の改善が図られるものと思っています。

問（４） 激変緩和措置として行われているということですが、今、現状高浜の中で市長のマニフェストの部分にもある障害者の関係のこと、今のレベルで十分ではないと思いますが、非常に障害者の自立支援という部分と障害者に対する福祉の部分というのは相反する部分というのはあると思うんですね。その辺が現場の部分として現状この政府の方が平成19年の4月から導入してき

たこの措置の部分で緩和をされているというんですが、そのレベルというのはどこまで上がってきていると感じてますか。

答（地域福祉） この自立支援法については、いろいろな制度が、特別対策だとかいろいろとられていて国の方においても自立支援法の中の附則に3年後の見直しまでいろいろな対策を、皆さんのお声を聞きながらいろいろな対策を講じていくということで進めていますので、最終的には見直しまでには利用されるお客様にも施設にとっても良い方向に向くような施策がとられていくものと思っています。

問（4） 走りながらの部分もあると思いますが、十分に利用者、施設の御意見を伺って、国へのパイプもしっかり持つてる高浜市ですので、その辺のところもいち早く対応していただけるといいかなと思います。続けてですが、主要成果105ページの障害者就労移行促進事業の部分ですが、平成18年度から始まった事業だと思いましたが、この取り組みの成果について伺いたい。

答（地域福祉） こちらの事業については、職場実習を行った方に1時間当たり300円と交通費を支給するというもので、今回述べ14人の方が利用されました。この成果をということですが、この19年度には1名の方が民間企業に就職されたという話を聞いております。

問（4） 昨日、チャレンジサポートたかはまですかね、見学させていただきまして立派な施設ができたわけですが、昨日もちよっと伺ったんですが、現在の利用状況をもう一度伺いたいんですが。

答（地域福祉） 主要成果の105ページの4番ですね、こちらにもありますが、18年度、自立支援法が施行され、それに伴う施設ということでチャレンジサポートがこの19年の4月に立ち上がったわけです。事業内容が昨日のご案内のとおり就労移行支援事業と生活介護事業の二つの事業を行うという施設です。利用状況ということですが、現在、22名の方が通われています。ちなみに障害種別ということですが、先ほども言いましたように障害種別が3障害一緒になったということで3障害の方が通われています。障害別で言いますと知的の障害の方が8名、それから身体の方が3名、それから精神障害の方が7名ということで18名ですが、これが就労移行支援事業の方の利用者です。そ

れからもう一方の生活介護事業ですが、これには現在4名の方が通われています。生活介護というところと重度の方が通われるというものです。4名の方の主な障害別は知的障害の方が3名、身体が1名という利用になっています。

問（4） 始まったばかりの事業ですが、就労移行の実績1名の方が採用されたという話がある中で、このチャレンジサポートにも非常に期待をしています。ぜひとも企業への紹介ですとかそういったものも、施設を見せてあげることが非常に大事だと思うんですね、企業側の方々に。障害者の方々を企業に連れて行くということではなくて、あの施設を見てもらうことから始まった方が僕はいいと思うんです。ぜひ、その辺のところもしっかりやっていただきたいと思います。

問（13） 主要成果の87ページです。戦没者追悼式事業の件ですが、以前、遺族の方から意見があって来賓の方たちが先にやってほしいという話がありましたが、市がやるわけですからやっぱり遺族の方に先にお参りしていただくのが本当じゃないかと思うんですが、その点について。それから、90ページの工事費ですが、いきいき広場の非常階段手摺工事、これほどこのことなんですか。それから、いきいき広場運営事業で事業委託の方で、8,222万1,750円委託がされていますが、これ以前から出ていますが、日本福祉大学1社に出てますが、これは入札にしてきちんとやる考えはないのかどうか。それから97ページ、地域福祉活動支援事業で高浜市社会福祉協議会補助金、3,048万2,451円出てますが、この主だった費用はどこにどのように出されているのかお示しいただきたい。

答（地域福祉） まず、戦没者追悼式事業ですが、これは以前にも委員の方からお話があったと思いますが、これは市が主催でやる、当然、市が主催でやっているわけですが、運営については遺族会の皆さんにお願いしてやっていくということで、その辺についても以前いただいた御質問で会長さんにはお伝えしてあります。私の方からというよりも遺族会の方々の御意向ということを重視してやっていきたいと思っていますので、その辺御理解いただきたいと思います。それから、いきいき広場の非常階段手摺工事ですが、これは、いきいき広場1階の北側、スロープがずっとあった階段のところですよ。いきいき広場の真

ん中に通路がありますね。その通路の入り口からいきいき広場の2階に上がる非常階段みたいな階段があるんですが、そちらの方に手摺がないということで、高齢者の方も当然おみえになるので、その辺のことで要望がありましたので手摺をつけさせていただいたということです。それから、いきいき広場の事業委託ということで日本福祉大学に事業委託をさせていただいているわけですが、これも以前から言われていることですが、このいきいき広場自体が立ち上がった経緯というものがいろいろあり、今の福祉が全国的に、いろいろと「高浜の福祉は」ということで注目を浴びている中で、こういった全国的にも福祉と言ってもらえるようになったのも実はここの立ち上げのときからかかわっていただいている日本福祉大学との連携の下で作りあげてきたものだということです。当然のことながら実績も上げてきていますし、年々委託料についても日本福祉大学のいろんな努力で減額をされてきているということで、今後ともこの日本福祉大学との連携は当市の福祉を推進する中でも非常に大切なパートナーだと思っていますので、御理解いただきたいと思います。それから、社会福祉協議会の補助金ですね、ここの主な内容ということですが、これはほとんど5名分の人件費です。御承知のように社会福祉協議会というところは地域福祉を推進するということで地域福祉を推進する職員に対して補助を出すというものです。ほとんど人件費です。

問（13） 遺族の方とのお話し合いも入れてというお話がありましたが、やはりこれは亡くなられた方を追悼するという意味から言っても遺族の方が先にお参りするの筋じゃないかと思うのでぜひ検討してみてください。いきいき広場の非常階段とありましたのでどこか違うところかと思いましたが、わかりました。いきいき広場は日福大が最初からの関係があるということですが、かなりの金額が出てますし、はいそうですかというわけにはいかない気がします。それから社会福祉協議会の補助金ですが、5名分ということですが、社会福祉協議会そのものへの補助金とか交付金というのはどこについてるのですか。107ページの高齢者等生活支援事業の配食サービスが減っていますが、高齢者は割合ではふえているのにどうして減っているのかわからないんですが、そこについて。118ページの子育て支援医療事業の件ですが、先日話が出まし

たが、古いポスターというか小学校までの助成のポスターが張ってあるのを見たんですが、新しい中学校卒業までの新しいポスターを開業医のところに張っていただくようにしてほしいんですがどうでしょうか。

答（市民窓口） 子育て支援医療のポスターの古いものが医療機関に張ってあるということですが、ちょっとその古いものがどういうものか承知していないので申し訳ありませんが、もし、そうだとするなら一度そういった実態を確認しまして古いものであれば撤去させていただくというような形で運用させていただきたいと思います。

答（地域福祉） 社会福祉協議会の補助金がどこにのっているかということでもよろしかったですかね。決算書の144ページの3目の地域福祉活動支援費の19節の負担金、補助金及び交付金、この3,197万7,051円の中に入ってます。それから戦没者の関係ですが、再度遺族会の皆さんにそういった御意見があるということをお伝えしていきたいと思っています。それから、日本福祉大学の委託の関係ですが、先ほども申し上げたとおりですので御理解のほどお願いしたいと思います。

答（市民窓口セ） 子育て支援の関係で古いポスターが医療機関に張ってあるじゃないかという話ですが、定かじゃないのでいけないんですが、私の記憶からしますと市がポスターを作成して各医療機関の皆さんに張っていただくようお願いした経緯はありません。そう言い切っているのかどうかもわかりませんが、私の記憶の範囲で言いますと高浜市で作成し、それを張っていただくようなことをやっていたという記憶はありません。いずれにしてもその辺のことは委員の方から後ほど具体的な医療機関名等を教えていただければ、その現場へ行き私どもも目で確認しながら改めるべきところは改めさせていただきますので御理解いただきたいと思います。

答（保健福祉） 配食サービス事業の配食数が昨年と比べて減っているということですが、配食サービスについては一人暮らしの高齢者の方の食の自立の支援と見守りという二つの目的を持っています。そうした中で配食サービスについては、平成17年度では、年間で2万7,367食、夕食を配食していたわけですが、18年度は2万5,057食と減っています。見守り配食サービス

は平成17年度が3,073食、平成18年度が2,737食となっています。配食をさせていただく際に御利用される方とアセスメントを行っていくわけですが、特に私どもが厳しくしているだとかそういうことはなく、あくまでも自立をしていただくという意味でのアセスメントを行っています。こういった理由で減っているのかというのは私どもも把握していませんが、たまたまこういった状況になったと理解しています。

問(13) 144ページの地域福祉活動支援費というところで社会福祉協議会のものが出てますが、これの主だった内訳を教えてください。

答(地域福祉) 主要成果の方で言った方がわかりやすいですかね。では主要成果の97ページになると思うんですが、先ほどの地域活動福祉支援事業費3,197万7,051円のこれが内訳です。この中に社会福祉協議会の3,048万2,451円の補助金が入っています。

委員長 給与だったでしょ。

問(13) 5名分の人件費ということですが、社会福祉協議会というのは今ですと保育園とかいろいろやってみえますよね。それについての内訳というか、それが知りたいんです。

答(地域福祉) 社会福祉協議会はさまざまな委託事業をやっています。今、言われた保育園も含め、確か12ぐらいの委託事業をやってるんですね。それでこの委託事業については事業費補助ということで事業費分しか出ていないですね。社会福祉協議会はそれも含めた形で市の方から、先ほど言ったように地域福祉を進めていくんだぞということで5名分の人件費を市が出している。委託の関係の内訳についてはそういった形の補助ですので今の補助金とは違います。

答(福祉部) ただいまの社会福祉協議会の補助金の絡みですが、97ページの3,048万2,000円ほどの補助金が社協の方に出ているわけですが、人件費5人というのは社会福祉協議会の事務局の職員に対する人件費補助です。もう少し細かい話になりますと事務局の5人に対する補助金と社会福祉協議会が実施しているボランティアセンター運営事業、これに対しても充当という形で、この2本の柱で補助金を出しています。私は、実は福祉部長ということで

社協の理事もやっていますので若干お答えしますと、社協については高浜市等からの受託事業、これが大きく分けて15の事業があります。その他独自に介護保険関係の事業、あるいは御案内のとおりふれあいサービスといった福祉サービス、それから障害者福祉サービス、これはこころん号を使つてのサービスといったもの、さらには南部保育園の管理運営事業、こういったもので全体で5億9,000万円程度の事業費があります。その内の3,048万2,000円ほど高浜市から社協に対して補助金をお出ししているという状況ですので御理解いただきたい。

問(13) 126ページ、保育園の管理運営事業の中で臨時職員の賃金が、臨時職員の数がかなりふえているんですが、資料いただいた中にも正規よりも臨時職員の方が多いような数が出ていますが、これですと臨時職員がクラスをもって担当する人たちもふえていると思いますが、これを正規に直す考えがあるのかどうかお示してください。それから、高浜の南部保育園ですが、はっきり何名かわかりませんが10名ぐらい急にやめられたという話を聞きましたが、そんなにやめられると園長先生も困るわけでそういうことができるだけないよというのとなんでそういうことが起きてくるのかつかんでみえたら教えてください。

答(子育て) 主要成果の126ページ、臨時職員の関係ですが、臨時職員が減少しているという1点目は、正規職員をこのところ退職者以上に採用しているということで臨時職員の数が減っている。今後、臨時職員を正規にする予定はないかという御質問ですが確かにこのところフルタイムの職員の1割程度は解消するという形での採用計画を立てて採用していただいています、それでもまだ20名弱のフルタイムの臨時職員がみえるということで、それをすべて正規にするかという考えは持ち合わせていません。将来的には、保育園の民営化ということで検討していかなければならない、そういったときに臨時職員のフルタイムを切り替えるということが出来るかと思います。それから、南部保育園の10名ぐらいがやめてみえるということで、10名かどうかわかりませんが若干やめているということは聞いています。その理由について細かいことは把握はしていませんが、正規の職員にかわるということもあるでしょうし、

結婚退職ということもあるでしょうし、そういった理由があるということは聞いています。

問（13） これは保育園ですが、幼稚園の方で高取幼稚園が壊されるんじゃないかという話が今出ているそうですが、今、高取幼稚園を壊すなんてことになると預かっている子供さんの数からいっても大変なことになりますし、そんなことはないと思うんですが、その辺の意見を聞いておきます。

答（子育て） 幼稚園の関係は10款ですので、今は3款の質疑となっておりますのであとでお答えさせていただきます。

委員長 そういうことですので、お願いします。

問（18） 91ページ、3款1項2目、総合的福祉サービス部門ですが、その福祉機器ショールームの利用者が前年度よりもかなり利用者が減少していますがその理由について。それから、101ページ、4目の障害者在宅・施設介護費のあおみJセンター運営費負担金、これの利用者の登録者数について。それから110ページ、9目の高齢者社会参加推進費の中のいきいき銭湯開放事業ですが、今まで松の湯さんが経営しててそこを開放してたと思うんですが、今、松の湯さんがどうも工事してるというか店を解体してるようですが、これはきちんと建て直しをして、この事業を継続していくのかどうなのか。それから126ページ、2目の保育サービス費の中の保育対策等促進事業運営委託料の関係ですが、この実績についてお伺いします。

答（地域福祉） 91ページ、福祉機器ショールームの利用者数の減ということですが、このお客様の減については前年度対比として89%ほど減になっていますが、これは介護支援券の制度の改正があり、利用できる範囲が限定されたということで、ショールームについてはおむつが限定になったということも要因の一つにあると思います。また、介護保険の制度の改正に伴い、主要5品目、ベッド、それから車いす、床ずれ防止用具、徘徊感知器、移動用リフトのレンタルが厳しくなったということもあります。そういったことが要因として考えられると思います。それから主要成果の101ページ、あおみJセンターの利用者数ということですが、現在16名、男女別ですと男性が8名、女性が8名という内訳ですが、その内、本市より4名の方が通所しておられるという

状況です。

答（保健福祉） 110ページのいきいき銭湯開放事業の松の湯さんの関係ですが、私の方で特に改修をされているというお話はいただいておりませんが、一度、私の方から松の湯さんに確認は取ってみます。

答（子育て） 主要成果126ページの保育対策等促進事業運営委託料の実績ということですが、まず、この保育対策はよしいけ保育園と高浜南部保育園の2カ所ということで休日保育については南部保育園が年間24人、延べですね。よしいけ保育園については年間で242人です。それから、地域子育て支援センターですが、南部保育園については育児不安等の相談指導97件、それから育児講座9回、園庭開放30回、情報誌発行12回となっています。それから、よしいけ保育園の方では育児不安による相談を80件、電話相談が、その内5件あり、それから育児講演会を2回、園庭開放14回、情報誌の発行は同じく月1回の12回というような実績になっています。

問（18） あおみJセンターは今のところ本市からは4名の方、18年度では4名登録者があったということですが、昨日も施設の方を見せていただきましたチャレンジサポートたかはま、これ今、3障害対応するわけですが、今後このあおみJセンターと平行して負担金を出してやっていくのかどうか。それから次の銭湯についてはたまたま通りかかったら解体していたのであれっと思ってお伺いしましたが、確認しておいてください。それから126ページ、これの休日保育についてはよしいけが242人、高浜南部が24人、これ保育料についてはおいくらなのかお伺いします。

答（地域福祉） 先ほどのあおみJの関係ですが、平行してチャレンジサポートとやっていくのかということですが、もともと施設の体系が違いましてチャレンジサポートとあおみJの方は施設体系が違ってきます。あおみJの方は専ら精神の方の通所なんです、今、現状として精神の方の通院医療というのは右肩でどんどんふえているわけです。私どももチャレンジサポートが3障害そろったから、これで完璧だとはさらさら思っていない。ですので、あおみJというのは絶対に今後必要なところですので、今後とも平行して支援をしていきたいと考えています。

答（子育て） 主要成果の126ページの休日保育の保育料はということですが、給食代、おやつ代込みということで1・2歳児が月額7,900円、3歳児が5,500円、4・5歳児が4,700円ということになっています。

問（18） 126ページの今の休日保育ですが、他市から引っ越してみえた方のお声ですが、他市の場合は日割り計算されているそうなんです、ここら辺のことは碧海5市の関連ですが、この保育料について掌握してみえたら。他市といってもいろいろありますが。

答（子育て） 申し訳ありませんが、他市の状況は把握してません。

問（18） わかりました。要望としては、1カ月というかまるっと使わないときあるので、例えば休日4回あったとすると月に1回しか利用しなかった場合もあるもんですから、日割り計算でお願いできませんでしょうかというような要望があるもんですから、そこら辺のお考えについてお尋ねします。

答（子育て） 要望はお伺いしておきます。検討の材料の一つにさせていただきます。

問（10） 主要成果説明書の132ページのみどり学園運営事業についてお聞きします。昨年度から指定管理者制度を導入してみえますが、そのメリットはありましたか。

答（子育て） みどり学園については運営主体が社会福祉協議会ということで指定管理者の前と後では変わりはありませんので、特別にということはないですが、ただ、指定管理者になったということで職員の気持ちとか考え方も若干変わってきて、経営面という面では網戸の修理をしたり、おもちゃの修理をしたりそういったことについてはボランティアグループの「ちょっこらや」を活用したり、安全面では「ヒヤリハット」という安全点検表を作成したりしております。また、指導員の資質向上を図るということについても、専門家を招いて研修をふやしているという状況がメリットであると思います。

問（10） 1日平均12組とありますが、1年間の実人数では何人が利用されたのか。また、利用児童は幼稚園や保育園、養護学校に進んでいると思われませんが、その内訳を教えてください。

答（子育て） 昨年度の利用児童の実人数は17人です。進路については市内

の保育園が4人、市内の公立幼稚園が7人、私立の幼稚園が1人、特別支援学校が1人、みどり学園をそのまま継続された児童が4人です。

問（10） 主要成果139ページ、子育て・子育て応援団養成講座の開催ですが、どんな成果があったか教えてください。

答（こども） 子育て・子育て応援団養成講座の成果ということですが、子育て応援団が受講者は27人、子育て応援団は11人で、2月から3月にかけて開催しました。受講者の中には8人の方が既に、子育て・子育ての支援団体スタッフとして活動している方で、さらなるレベルアップを図るために参加されていました。今回の講座は座学だけではなく、いちごプラザや子育てサロンなど現場での活動参加をしていただいたり、たかはま夢・未来塾での企画し、実施していただくようなワークショップ形式を取り入れた講座となっており、講座の中で学び合う人のつながりができ、子育て支援団体の行事のスタッフとして現在3、4人の方がかかわっていただいています。また、子育て事業の応援スタッフとして、必要に応じ声かけをして子育て支援の体制づくりをしているところです。

問（14） 説明書の98、99ページにかかって障害者の自立支援法の絡みでお聞きします。先ほど質問が出ましたが、私は従来の支援費制度と自立支援法に切り替わった年度との対比で利用者、あるいは施設側に対してどのような影響が見られたかというところで、直近の状態はさまざま国の方も激変緩和等々の処置で内容はそれなりに充実が図られているという点では理解していますが、当該年度ではどうだったのかということをお示しいただきたい、それが一つです。126、127ページにかけての保育サービス費の中で民間保育等に対して補助金が支出されていますが、それで第三者の運営に対する評価は各保育園等どういふふうな状況であったのかということをお聞きしたい。それから140ページの3目、家庭支援費の中のたかはま夢・未来塾事業について、運営費が支給されていますが、その内訳についてどういふ内容であったのかお示しいただきたい。

答（地域福祉） それでは主要成果98ページからの自立支援法に伴う利用者、それから事業者の負担状況等でございますが、まず利用者負担で見ますと、

直近で言いますと自立支援法が始まる前の18年の3月分の実績を申し上げますと、18年3月にはサービスを利用した方、実利用者というのが111名おられます。その方々の3月分の利用負担というのが111万1,950円で、一人当たり約1万円の負担ということでございます。年度終わりました19年の4月分で比較させていただきますと、4月分の実利用者が135名です。その月の利用者負担分が当然食費等が自立支援法で食費、それから高熱水費が実費負担になっておりますので、単純な比較はできませんが、その分を引くと19年4月の負担が109万5,243円の負担ということで、一人当たり8,113円という結果が出ております。これは先ほど支援費制度での自己負担額が平均で1万円、自立支援法が始まっていろいろな施策を1/2、または1/4と取られる中で、一人当たりの負担は少なくなっているという状況でございます。事業者側につきましてははですね、当然、月割りから日割りに変わったということで、従前の月割りで一人いくらという報酬から日割りに変わった。利用者の方がおみえにならんと収入にならないということで、かなりの激変をしているわけですが、これについても18年度、先ほど申し上げたように80%までは補償しようということで見ておられます。そういった中でどういうふうにこれから事業所もお客様が通っていただけるようにするかというようなことですね、当然努力も必要だろうし、そういったことの対策をですね、きちっと考えてやっていかなければなかなか厳しい状況というのは変わらないということは思っています。

答（子育て） 主要成果126、127ページの民間保育所に対する第三者の評価はということなんですけども、御案内のとおり保育所の第三者評価というものをよしいけ保育園が平成13年度に民営化したときから始めさせていただいております。やはり初年度については公立に劣るような評価を受けたというのは実際の話なんですけれども、最近では公立と同じ、またはそれ以上の評価を受けているという状況がでございます。それとあわせまして、もうじき来年度の保育園の入園説明が始まるんですけども、保育園の入園についてもよしいけ保育園と南部保育園については、かなり申し込み者数が多いということから、弾力を使いながらなるべく待機を作らないようにしているわけなんですけれど

も、そういったことから保護者には高い評価を受けているのではないかなと、そんなような思いをしています。

答（こども） 140ページ、高浜夢未来塾の運営で806万4,441円の内訳ということですが、まず報償費ということで講師の謝礼とかスタッフの謝礼ということで640万3,380円、それから講師の依頼、打ち合わせ等の旅費ということで32万3,244円、需用費ということで消耗品、こちらの方は未来塾の設備の点の時計とか、いろんな備品を買っております。食料費で講師の方の昼食代と茶菓子代ということで97万2,192円、それから役務費としましてインターネットの使用料とか振り込み手数料とか参加者の保険料ということで11万9,885円、それから委託料ですが講演会などの看板作成委託料ということで12万3,900円、それから使用料及び賃借料ということで公共施設の使用料ということで中央公民館やいきいきホールの使用ということで12万1,840円の内訳になっています。

問（14） 98ページの障害者自立支援法との関係ですが、支援費制度とそれから自立支援制度が移行した内容についての利用者のサービス利用に対する利用者の負担はむしろ軽減されているというようなことを言ったですけど、まあ、かっこ付きでね、食費分は除くよと、いうレベルでの話でしたけれども、これあの制度の改正の中で食費は実費相当額は本人が負担ということがね、精度改正の中で見られているんだから、それは対比する場合にはそれも含めてですね、対比をすべきだと私は思うんですね。そうしますとこれは135で割り返していきますと先ほど支援費制度では約1万円という金額がですね、1万2,800円、まあ、1万3,000円近くの負担が制度の改正に伴ってサービスを利用する御本人に負担が多くなっているのが実態だと思うんですね。この点ではやはり改善をする部分、国の制度改正の中で内容を改善するという、直近の状態ではそういう部分的な問題も見れますけども、それとて依然として負担はですね、従前と比べますと多くなっているのが実態だと思うんですね。したがって、わずかな金額といえども障害者の人たちというのは押し延べて収入の少ない人が多い、その中での負担というのは割合的にはやはり大きな比重を占めるんであってね、その点での市独自の減免措置も含めてですね、国に一層の

制度改正に及ぶように申し入れ活動をですね、私はすべきだと思いますけども、今後の活動展開を含めてお聞きしておきたいと思います。それからもう一つは事業者の、ここで言いますと高浜安立ですね、授産所等が運営されておりますけれども、減収になっていることも否めない、具体的に数字で把握している分があれば、どれぐらいの減収になっているのか、それぞれ事業者は事業者で企業努力をされていると思いますけれど、ただ、制度的な改正の中で減収を余儀なくされているという部分がありますので、企業努力でも限界があるわけですね。例えば職員でいきますと正規から臨時さんに切りかえんととても運営が困難だと、安定的なサービスの水準を維持してみたり、あるいは継続するという点ではやはり限界に近いものがあるということも聞いておりますので、サービス利用者の負担の軽減とあわせてですね、事業者の安定的な事業の継続という点でも国等にですね、やはり要望活動をすべきだというふうに思います。その点での見解を求めたいと思います。それから127ページの第三者評価は、保育園の評価は公立あるいは公立以上の評価を得ているということでしたけれども、例えば保育士の方たちが保育に当たられておりますけれども健康診断という、職員の勤務条件等の問題とも関係しますけれども、健康診断というのは法に基づいてやられていると思いますけど、その点での把握というのはどういうふうにされておるのかということをお聞きしておきたいと思います。それから140ページの講師謝礼、夢・未来塾のことですけど、講師の謝礼、交通費等の金額が内訳としてあげられましたけども、例えば1回の授業に対してどれぐらいの費用を要している、まあ、ばらばらあると思いますけれども、平均するとどれぐらいの授業費をあてているのか、つまり、ぱっと見た限り、私、非常に高いかと、感覚的にね。いや、そうじゃないんだということがあればそういったことを一つ参考にしたいと思いますので、わかっているらばお答えいただきたい。

答（地域福祉） 私の方からは、まず先ほど委員の方から具体的な事業所の名前で、状況をということでございますので、授産所安立の関係でですね、見てみますと17年度の支給額、報酬がですね、8,501万1,400円ということで、18年度の実績は5,954万7,908円で、マイナス2,546

万3, 492円というのが実態でございます。事業所の方もですね、実は定員をですね、この19年4月から、今まで48名の定員であったのですが、実態にあわせるということで、40名定員にしたということで、実は40名定員にすると単価というのがですね、今までの48と40に比べて単価が上がるんですね、一人当たりの。ということで、今はそういうような、事業所の方もいろいろとやはり改善を図っておられるということで、運営につきましては先ほども言いましたように、別に定員を下げてどうのこうのじゃなくてですね、そういうことも含めながら考えながら利用者の方の確保をしていくということが望まれるということを思っています。

答（福祉部長） サービス利用者の軽減策といいますか、減免だとか国への呼びかけという御質問がございましたが、この障害者自立支援法自体の主旨といいますか、これはまあ介護保険と同様、みんなで支えあうという大きな目的がございます。こういうことから私どもといたしましては特に市独自の減免というのは考えてございません。ただ、制度としましてその中で国が対策を練っていただく、これは私どもも大いに歓迎するところでありまして、実は本年度の全国市長会におきまして福祉施策に関する重点要望事項といたしまして、この利用者負担にかかる、より一層の軽減策ということを講じていただきたいという要望はしておりますのでよろしくお願いいたします。

答（子育て） 保育所の保育士の健康診断の件でございますが、私ども安定した保育をやっていただくためには職員の、保育者の健康というのが第一に考えなくてはいけないと思っています。労働安全衛生規則にも義務付けられておりますように保育者の方にも年1回ということで健康診断を受診していると。私立の場合には必ず年1回、県の監査がございます。監査のときにも毎回と言っていいほど職員の健康診断の結果を見せてほしいという項目にあるように、その場でも検証しています。

答（こども） 140ページのたかはま夢・未来塾の1事業の費用をという御質問でしたが、内容により、講師の先生にもより、回数にもより事業がいくらというのは一概には言えないので、こちらの方としましては、学校講演会、こちらの方の費用がかなり入っております。学校講演会の方ですが、著名人によ

る学校講演会ということで、今回11回開催させていただいております。各学校からの要望を聞いた上で学校講演会を開催しています。その中で、女子マラソン選手の有森裕子氏、こちらの講師につきましては1回につき51万2,620円、それから国語学者の金田一秀穂氏につきましても50万円、あと、50万円の方が、詩人で童話作家の鬼頭隆氏、こちらの方も50万円となっております。50万円クラスの講師の方は5回呼びしております。港小学校ではヨーヨーの世界チャンピオンの鈴木裕之さん、高校生の方ですが、その方につきましては5万2,000円の報酬をお支払いしておりますので、金額にかなりの差が出ております。

問（14） 自立支援法の関係ですけど、市から国の方に要請するという点では評価しておきたいと思えますけれども、そうであるならば市独自の減免措置に踏み込んでいくべきだと思いますけれども、この点一つ改めて聞いておきたいと思えます。それから保育園の健康診断ですが、児童福祉法では施設の最低基準というのは示されておいて、少なくとも年2回というまくら詞つきますけど2回以上の健康診断を行うことというふうになっているんですね、年1回というところが最低基準との絡みで労安法の内容は承知してはありますが、この点ではどうなのかなということですね。もう一つは健康診断やった結果については、これは行政の方としてその結果については把握していると、例えば検便等も含めてですね、給食等を扱うような施設ですので、衛生上の問題というのは非常に重視されているわけですね。必要な結果について見るだけということではなくて必要な書類そのものは所有しているのかどうか、その点いかがですか。

答（地域福祉） 自立支援法の関係でございます。市独自の施策をとということでございますが、先ほども北川委員の方にもお話させていただきましたが、国の方も3年後の見直しに向けていろいろと対策を今考えているというところでございますので、まだまだ本当に走り出してですね、まだ半ばでございます。うちの方もですね、毎年毎年いろいろな施策が変わっていく中で3年後の見直しまでですね、国の方の動向を見ながら、うちの方も考えていきたいということも思っておりますのでよろしくお願いたします。

答（子育て） 健康診断の関係で、最低基準で2回ということで、さっき労働

安全衛生規則のことを申し上げたんですけども、正規の保育士も同じなんですけども、年2回行ってそれにあわせて社会福祉協議会においても年2回実施していると、ただ、健康診断の結果、それと検便の結果については市の方、子育て施設グループの方では保有してはございません。確認はすることはあっても保有まではしておりません。

問（14） 今の健康診断の結果の保有ですけど、これはどうなんですか、考え方としては子供たちの児童施設に限らず、高齢者の施設等もありますけども、そこに携わる職員の健康管理というのは、その事業所お任せということでね、やってはいかなものかなというのは私の考えです。それは公的な資金がそれぞれの施設、事業者に支給されているという関係で、何かあったときには最終的には行政が責任を取るんだよということもスタンスとしては持っているわけですから、その点では一定の結果も含めて行政が情報としては把握していると、常にね。そういう状態に持つておくべきではないかというのは、そういう考えでおるんですけどもどうなんですか。

答（子育て） 健康診断については年2回ということですので、その保有をしなくても、逆にその健康診断を行ったときに確認をすればそれでいいのかなというふうなことです。あくまでも市の方で保有するのではなくして、それはもちろん事業主のもとで健康管理をしていただくんですけども、ただ、私の方、委託料もお支払いしておりますのでそういった状況は健康診断の結果で確認をさせていただくということでございます。

問（8） 140ページ、先ほどから質問も出ておりますけれども、たかはま夢・未来塾事業の中で金額の内容についてはお聞きしたんですけど、学校講演会での内容といいますか、学校からの希望があったということですが、内容を簡単に、それからそれを聞いた子供たち、あるいは先生方の反応といいますか反響がどのようなであったかということをお聞きしたいのと、それがいわゆる未来塾の方の講座の方に何か子供たちに喚起されてそちらに講座を受けようとか、そういうような反応があったのかどうかお聞きしたいのと、それからいきいき広場事業のロボットコースというのがありまして、その受講生が世界大会で優勝したということなんですけど、そういうことは未来塾の講座に即匹

敵するといえますか、したらというような講座だと思うんですけど、そういうようなことをリンクさせるというか、何かそのような考え方があるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

答（こども） 未来塾の学校講演会の内容ということですが、先ほど少し触れさせていただいておりますが、各学校からの要望を取り入れまして、未来塾のスタッフが講師の交渉から当日の運営までを行っております。その中で各学校それぞれの希望ということで高浜小学校につきましては女子マラソン選手の有森裕子氏、吉浜小学校につきましては国語学者の金田一秀穂氏、高取小学校につきましては教育サポーターの仲島正教氏、高取小学校につきましては2回ほど行っております。宇宙航空研究開発機構ディレクターの石川隆司氏、それから港小学校におきましてはNPO法人テラ・ルネッサンス代表の鬼丸昌也氏、港小学校の全校を対象に、先ほど申し上げましたがヨーヨーの世界チャンピオンの鈴木裕之氏、翼小学校におきましては作曲家、校歌の作曲者であります清澤久恵氏、女子マラソン選手の有森裕子氏、高浜中学校につきましては1、2年生と3年生と分けておまして、1、2年生につきましてはアイ・シー・シー代表取締役の千田潤一氏、3年生につきましてはNPO法人KEEP ON RACINGの太田哲也氏、南中学校におきましては詩人で童話作家の鬼頭隆氏、こちらの講師の方をお呼びしております。子供たちと先生方の反応ということなのですが、子供たちとしましてはこういうような著名な講師の先生から学ぶこと、その楽しさ、また、努力とかその素晴らしさが伝わってきて子供たちはとても感激、感動して真剣に講演を聞いておりました。先生方につきましても学校の希望を取り入れたということもございますので学校の方としましてはなかなか学校では呼ぶことのできない講師の方をお招きすることができてよかったという御意見をいただいております。未来塾への講座への動きということで、18年度は少し人数的にも少ないんですが、19年度につきましてはすでに4月から始めておまして、今回も夏休みを利用したのは33人の参加者をいただいたという中で、徐々に人数はふえています。

問（8） ということは先ほど費用に対して十分な効果があったとお考えになっているわけでしょうか。

答（こども） はい。この未来塾の事業ですが、20年、30年先を見据えた事業ということで、今回やったのが即、それがすぐにつながるようなものではございませんので、20年、30年先の、子供たちが成長した、それが評価かなと思っています。

問（8） 先ほどロボットクラブだったかな、未来塾とは非常にふさわしいような事業だったと思うんですけど、そういうのをこちらの方でそのままということではないかもしれないですけど、何か考えることはないのかなという気がしますけど。

答（こども） 発明発見クラブのロボットの関係です。世界大会に今年行かれました。それで今、未来塾の事業という形で今後そちらの方も取り入れた形で事業を進めていけるような方向で今、考えています。

休 憩 午後2時23分

再 開 午後2時33分

#### 4款 衛生費

問（13） 163ページ、補助金で、高浜市生ごみ堆肥化促進補助金が59万9,800円出ておりますが、18年度に出たものの数なのか、これまでに  
出た数なのかをお示してください。それから、その際にコンポストがどれだけ、  
密閉バケツがどれだけ、生ごみ処理機がどれだけという、補助金の額もお示し  
ください。

答（市民生活） 主要成果163ページの上段の生ごみ堆肥化促進補助金の件  
でございますが、こちらに記載の数字というのは18年度の実績でございます。  
それで、平成5年度からこの事業はスタートしておりまして、累計を申し上げますとコンポストで1,792基、密閉バケツで664個、生ごみ処理機で、  
これはまだ今年が3年目ということでございますが、全部で95基という状況  
でございます。補助額につきましてはコンポストが1基3,000円、密閉バ  
ケツが500円、生ごみ処理機が2万円というものでございます。

問（13） わかりました。164ページのごみ処理事業の中の不燃物埋立場

借地料が3筆出てますが、これがどれぐらい埋め立て場としてもつ予定なのか、そのあたりもお示してください。

答（市民生活） 不燃物埋め立て場でございますが、実は平成17年度におきまして、400tの掘り起こしを行いました。過去に埋めたコンクリートガラでありますとか、プラスチック類、そういったものはリサイクルに回しながら焼却できるものは燃やす、それと最終的に埋めることしかできないものについては別の産業廃棄物の最終処分場の方に持ち込んで、まだ300t以上の空きはあるということでございます。

問（13） わかりました。そうしますとしばらくの間は大丈夫ということですね。

#### 5款 労働費

問（13） 170ページの3節、市民生活援助事業、市民生活安定資金信用貸付保証状況で、普通貸し付けが1件50万円あるだけですが、借りやすく若干変わったかと思うんですが、まだまだ借りにくいという面ではもう少し改善が必要ではないかと思いますがどうでしょうか。

答（市民生活） 私どもも少しでも借りやすい制度にということでいろいろと考えているわけですが、要は、最終的にお貸しするのは金融機関ということもございまして、金融機関の貸付制度の枠というのはなかなか越えることはできないということでございます。今後ともいろいろ検討はしてまいりますので御理解いただきたいと存じます。

#### 6款 農林水産業費

問（3） 主要施策成果説明書の175ページ、6款1項3目の土地改良事業の農地・水・環境保全向上対策支援事業業務委託ですが、活動組織2地区の対象面積はどのようになっていますか。

答（地域産業） 吉浜地区では、小池町一円の農振農用地域内の田んぼ21ha、畑1ha、合わせて22haの面積を対象に吉浜地域のみどり環境保全会が活動を行っていくものでございます。高取地区につきましては清水町、向山

町一円の農振農用地域内の田98ha、畑5ha、合わせて103haの面積を対象に高取みどり会が活動を行なっていくものでございます。

問（3） 吉浜地区みどり環境保全会と高取みどり会の活動計画はどのような内容で進んでいるのかお聞かせいただきたいと思ひます。

答（地域産業） 吉浜地域みどり環境保全会と高取みどり会の活動内容はほぼ同じでございまして、活動項目は基礎部分と誘導部分の二つございまして、基礎部分では遊休農地等の発生状況の把握、農業施設の点検を行い共同作業計画の策定、農業施設周辺の草刈り、水路の泥上げの実施でございまして。誘導部分ではまず、農地・水向上活動として、毎年農業施設の機能診断を行い、年度活動計画を策定しまして、開水路及び農道法面等の初期補修、パイプラインの通水試験、異常気象後の見回りと応急措置等の実施でございまして。それから、農村環境向上活動として、地域住民の参加を促す広報・啓発活動を行いながら農道等のごみ拾い、道路及び水路沿いに花の植え付けなどを行う計画となっております。

問（3） 同じところで、3目のかんがい排水事業ですけれども、高浜市土地改良区の補助金ですが、高取地区の土地改良総合整備事業の平成18年度の工事概要について説明をお願いします。それと、この事業の完了で高浜市内のほ場整備が済んだ地区の用水のパイプライン化は完了したのかどうかお尋ねします。

答（地域産業） 平成18年度の総事業費は、9,030万円で、用水路工として管径75mmから300mmを1,272m、排水路工、管径300mmから700mmを1,259m、区画整理を4.3ha行ないました。高取地区土地改良総合整備事業が平成18年度で完了したことにより、市内のほ場整備実施済地区での用水路はパイプライン化が完了しました。

## 7款 商工費

質 疑 な し

## 8款 土木費

問（１０） １９８ページの神明社跨線橋耐震対策工事を名鉄に委託しておりますが、工事の着手、また、１２月の末には開通するような説明がございましたが、現在の進捗状況などをお知らせ願いたいと思います。

答（都市整備） 神明社跨線橋耐震対策工事の進捗状況でございますが、完成を１００%としますと、今年の８月末で進捗率は約７４%となりました。計画工程表と比較しますと約半月分実施工程が進んでいますので予定通り今年の１２月末に開通できると見込んでいます。開通の時期については、今後の作業の進捗状況にもよりますが、できるだけ早く開通をさせたいと考えていますが今の時点では予定の１２月末より早くできると思います。

問（１０） 工事は順調に進んでいるようですが、今後の作業はどのようなになっているのか教えていただきたい。

答（都市整備） 橋の今後の工事の作業ですけれども、実は９月４日と今朝になりますけれども、橋の桁を夜間で乗せる作業をしました。いずれも順調に済みまして、今朝１２日の２時に桁はかかりまして、皆さん電車で通られると、上を見ると橋のようなものがかかっているということがわかります。その後ですが、床板の工事を行っていきます。あと、ガス、水道の添架工事、防護柵の工事、取付け道路の関係ですね、そういった工事を行っていきます。

問（１３） ２０８ページの借上公共賃貸住宅の関係ですが、この前、総括質疑で話が出まして、今現在１３戸空き家があるという話が出ましたが、これは１８年で空き家になっていると思うんですが、１９年度で１３戸空き家になっていると思うんですが、１８年度ではいくつ埋まったのか、そこを教えてください。

答（市民生活） 今回の総括質疑の中でもお答えしましたけれども、実は空き家の常時募集がすべて切りかえることができたというのは、ほとんど年度末近くということもありまして、１８年度では大きな効果は出ておりません。一番最高で２４戸であったものが、２１とか２０というふうな状況には３月ごろにはなりましたけれども、１８年度中はまだそんな状況でございました。

## ９款 消防費

問（13） 広域消防事業が4億3,447万6,942円と出てますが、これは17年度よりも1,500万円ぐらいふえてると思うんですが、広域消防にする前ですね、13年でしたか、前を調べてみますと1億円ぐらいでしたかね、費用がかかっているんですが、こういう点はどのように考えてみえるのかお示してください。

答（生活安全） 衣浦東部広域連合分担金の関係でございますが、まず、平成17年度の分担金額でございますが、こちらが4億3,892万239円、これに対しまして平成18年度が4億3,447万6,942円ということでございますので、決算額といたしましては減額となっております。それから、以前の消防費と比べて広域連合の分担金になってから1億円ぐらいふえているのではないかとございまして、現在、連合の分担金につきましては、平成15年以降、大体4億3,000万円から4億4,000万円前後で、大体分担金としてはこのくらいの額になっているわけですが、過日の一般質問でもございましたけれども、消防の広域化でどんなメリットがあったかという御質問に対しまして、火災に対する体制、それから救急に対する体制、こういったものがですね、連合発足前と比べて格段に充実しているという状況がございまして、こういったことをですね、本市単独でやった場合にはですね、現在、分担金として支払っている金額ではとてもここまでの体制はできなかったであろうということで考えておりますのでよろしくお願いいたします。

問（13） 今みたいに点で火事があったり、ある場合はあちこちからね、見えてけっこうだと思ってるんですが、地震なんかがあった場合、天の川じゃないですけど、ずっと、線といいますか、流れといいますか、一つの地域がずっとつながってありますし、あちこちで家が壊れたり、いろんな状況が出てくると思うんですけど、そういうことになった場合に今みたいに一つの点のところに集中してかかるということは無理だと思うんですよね。そういう点でやはり今みたいな火事や病気の人のことだけを見てるのではなくて、もっと広く見ていかないと大変なことになると思うんですが、そういう面ではやはり1億円をかけてというのはちょっと問題があるんじゃないかと思うんですが。

答（生活安全） ただ今の御質問は広域的な大規模災害が起こった場合の対応

のことを御心配しての発言だと思いますが、広域的にですね、大規模災害が起きたときにはですね、これはもう行政だけではとても対応できるものではないということですね、皆さん方すでに御案内のことだと思います。こうした際にはやはり地域の方ですとかですね、そういう地域の力をやはり支えにしてというんですかね、対応するしか方法はないんじゃないかなと、そういう中で中央に司令部を持つ広域連合がですね、その通信施設機能ですとか、車両を使って、それぞれの地域で中心的な役割を果たすと、そういった形に対して行政ですとか地域住民ですとか消防団ですとかそういう方たちが力をあわせて対応していくということが現実的な対応ではなかろうかと考えています。

#### 10款 教育費

問(4) 成果説明書219ページの児童生徒健全育成事業について伺います。この中の、通級指導担当と特別支援教育サポーターというのがあるんですけども、特別支援教育のための人的支援者だと思いますけども、この二つの違いというのをお聞かせいただきたいのですが。

答(学校経営) 御指摘のとおり、これは特別支援教育にかかわる支援者でございます。まず、通級指導担当教員は、通常学級に在籍している発達障害や言語障害、情緒障害等の障害のある児童を週1時間から数時間程度取り出して、個別の学習指導を行います。したがって、小学校の方に配置していますので、小学校の教員免許のある方をお願いしています。それから、特別支援サポーターは学校ではスクールアシスタントと呼んでおりますが、通常学級に在籍する発達障害のある児童のいるクラスに入り込んで、主として生活支援を行っていただいております。したがって学習支援が目的ではありませんので、これも小学校の方に配置しておるわけですが、小学校の教員免許は必要ありません。しかし、支援する場面においては学習に関する指導も想定されるものですから、それに対応できるように殆んどは中学校の免許ですとか、養護教諭の免許を持っていらっしゃる方をお願いしております。

問(4) それでは、18年度における具体的な配置状況と指導、支援にかかわった児童数の実績を教えてください。

答（学校経営） まず通級指導担当教員ですが、従来から高取小学校には県費負担の正式教員が配置されていますので、それ以外の学校に割り振らせていただいているわけですが、該当児童の比較的少なかった高浜小学校と翼小学校は2校で1人兼務ということにしております。吉浜小学校及び港小学校にはそれぞれ1人ずつ、計3人を市の非常勤という立場で配置しておりました。各校の平成18年度の実績では、小学校5校全体で約30人の児童が該当しました。一方、スクールアシスタントは各小学校に1人、市の非常勤という立場で配置しました。各校の実情にあわせて、入り込むクラスを適宜変更していることもあり、小学校5校で約40人ほどの児童が該当しました。

問（4） ありがとうございます。非常に大事なところだと思います。今後また、この通級指導担当とか特別支援教育サポーターという方々をふやしていくとか、あるいは配置をこの18年度やってみてですね、来年度こうしていきたいというような思いは何かあるのでしょうか。

答（学校経営） 今申し上げているのは18年度の実績ですので、早速19年度は市当局の御理解もありまして、アシスタントの方は中学校にも一人ずつ配置することができております。通級も先ほど申し上げましたように、翼小と高小で2校で一人というのを一人ずつというふうに増やすことができました。今年度はもう少し、有償ボランティアという形で全く、もっとフリーな形で地域の方々にもお願いできるような、これをスクールサポーターと呼んでいるんですけど、そういった方々を各校が採用して予算内でお願いしているという、そういうふうに順次広がっています。

問（13） 220ページをお願いします。私立高等学校等の授業料補助事業118万9,200円出てますが、対象者65名ということですか、どれくらいの人数が出されているのかお示してください。

答（学校経営） 御質問の私立学校の授業料の補助事業の118万9,200円のことですが、対象者は65名いらっしゃいます。今年これが平成18年度の実績でございます。

問（13） 対象者65名はわかるんですが、1年間で1万2,000円と2万4,000円でしたか、あったような気がするんですが、これは何名ずつ出

されているのか、そこを教えてください。

答（学校経営） 対象者の種別なのですが、2万4,000円の方が35名、1万2,000円の方が29名、1,200円の方が1名でございます。

問（13） 1,200円という方もみえたんですね。どう考えても1年間でこれだけというのはちょっと少ないと思いますのでもう少し上げていただきたいと思います。それと次の9番です。学校評価事業ですが、学校の検討委員会の講師というのも謝礼が出てますが、先生方も入って検討されるのか、そのあたりについてもう少し詳しくお示してください。

答（学校経営） 研修会及び検討委員会講師謝礼ということですので、まず研修会といいますのは学校組織マネジメント研修というのをずっとやっております。この学校評価活動では非常に功名のある木岡一明先生という方を呼んでおるわけですが、その方を夏休みの終わりの方で三日間、教職員を対象に研修を行っています。その講師料と、それから学校評価検討委員会というのを年3回開いております。その内の2回につきまして、名古屋大学の南部先生という学校評価では有名な方なのですが、その方に来ていただいてその時には各校一人、管理職が集まって今の学校評価のあり方について検討しているというそういう会を開いてそういうための講師料でございます。

問（3） 10款3項1目、中学校の工事請負費ですけど、226ページ、南中学校の南校舎便所改修工事、その内容については昨日見学はさせてもらいました。市内の小中学校校舎の便所改修の状況はどのようになっていますか。

答（学校経営） 小中学校の校舎便所の改修は1棟1系列、洋式及び多目的トイレを現地で視察していただいた形態で設置をすることで進めています。平成18年度までには5つの小学校、高浜小学校、吉浜小学校、高取小学校、港小学校、翼と南中学校、平成18年度で終わりました。高浜中学校だけがまだ設置されていません。

問（3） 残っている高浜中学校の設置予定ですが、便所改修の今後の予定はあるんでしょうか。

答（学校経営） 高浜中学校の改修の予定は実施計画においては平成20年度に予定しております。高浜中学校の南校舎に配置する予定でございます。今後

ということですが、この便所改修については全小中学校に1棟1系列が、高浜中学校をやれば終了します。平成20年度に終わる予定です。それを終えたあとは全校に1棟に2系列を目標に配置を順次進めていく予定と考えています。

問（13） 224ページ小学校教育振興事業、ここにきちんと学校図書の使用がのってないんですが、学校図書の蔵書冊数といいますか、どれぐらい今、入っているのか。それから今、学校の図書館はコンピューターが入って誰が何ていう本を借りていったというのがわかるというふうに聞いているんですが、学校の図書を利用してない子というのはわかるんでしょうか。

答（学校経営） 各学校の図書館の蔵書数ということだと思います。順次、7校蔵書数がありまして、高浜小学校は約7,900冊、吉浜小学校が約1万1,600冊、高取小学校が約1万2,300冊、港小学校が約8,900冊、翼小学校が約8,800冊、高浜中学校が約1万5,100冊、南中学校が約1万3,400冊、そんな状態でございます。あと、コンピューター化されて、借りてない人がわかるかどうかという御質問だと思いますが、実はコンピューター化しまして借りていていただく本を管理したり、何が貸し出ししたりというのを機械的に円滑に行うようにやっております。借りてないという人をチェックというのはやっておりますのでよろしく申し上げます。

問（13） 借りてない人を問題視するわけじゃないんですが、やはり学校の図書をみんなが利用して学んでいくというのはせつかくありますし、元々の主旨だと思うんですが、できれば子どもたち全員が図書を利用して学ぶ、毎日の生活の中に生かしていくといいと思うんですが、特に最近は本を読むことが少なくなっているし、それから今、学校では朝、本読みのあれをやってみえるそうなので聞く方は好きだと思うんですが、なかなか自分で読むというのが全員のものになってないんじゃないかというのはありますので、ぜひそういう面ですすめてほしいと思います。

答（教育長） 先ほどの杉浦敏和委員の御質問の中でトイレ改修のことですが、御理解がもし間違っていたらいけないのでちょっと私の方から補足の訂正をさせていただきたいと思うのですが、基本的には平成20年度、来年度また予算をお願いするというので、高中をやらせていただければ各学校1

系列で全部終わるということになります。それでこのトイレにつきましては2系列を行うのではなく、とりわけ今年、実は高中で身体障害者のトイレの工事を行わせていただきます。トイレ環境についてはこういった状況を見ながらということも実は前提にございますので、今後はそういった障害者等々いろんな状況が各学校において広がるような状況があるとするならば、そういったことも考慮していきたいということでございますので、その辺を御理解しておいていただきたいと思います。

問（3） 見学させていただいた南中学校のトイレですと段差がまだあると思うんですけども、その辺を直していくというのが今度の20年度の高中の関係ですか。

答（学校経営） 整備の方針なんですが、実は見ていただいた南中学校は入口付近に5cm程度の段差がございました。現状、入口も狭く段差がないようにするという話もございましたが、車椅子等考えるような便所ではございませんので、今のところ既設を利用しながら整備したという状況でございます。今後もしそういうものが発生しましたらですね、やはり利用形態によって是が非でも改修しなければいけないところと、現況そのまま残してやるという考えで行っておりますのでよろしくお願いします。

問（3） とりあえず1系列、1棟1系列というのか、やって、このあとの必要性があれば1棟2列というのか、そちらの方でまた直していくというようなことも考えられるということですか。

答（教育長） 例えばですね、障害者の状況がありますので、今現実、障害者トイレというのは吉浜小学校に設置してあります。あるいは車椅子が必要な場合とか、それから先ほど南中学校で段差が少しあるという状況もありますが、子供の状況によってそれでも十分そのトイレが、あの入口をちょっと見ていただいたトイレが男子、女子、両方から入れるような仕組みになっていたと思うんですね、ですからそういう状況で使えるものについてはそれでやっていきたいと、ただそれが全然使えない場合の状態のある生徒が来たときには、1棟2列ではなく、それは別に考えていくということでございます。

答（学校経営） 先ほどの内藤とし子委員の御質問ですが、おっしゃるとおり

子供にとって読書活動は不可欠なものでございます。そのために各学校は朝の読書タイムなどを設けたりとか、あるいは学校によっては年間3回ぐらいの読書週間という強調週間を設けたりして本に親しむような活動を行っています。もちろん御指摘のとおり読み聞かせボランティアの方も小学校なんかは入っていらっしゃると思いますので、そういうことで聞くことによって興味を覚えて、それがまた図書館に行って本を借りるといふ、そういった活動にもつながっていておりますので、各学校それぞれに読書活動については力を入れていっていると思っております。

問（13） 229ページ幼稚園の園舎借上料の関係ですが、吉浜の幼稚園です。東海リース182万7,000円、これあの最初2年使うという話で今、何年なっているんでしょうか。ずっと使ってますが大丈夫なんでしょうか。それといつなくす計画なのか。

答（子育て） 主要成果229ページの東海リース、吉浜幼稚園のプレハブの件でございますけれど、このプレハブについては平成13年から使用しております。いつまでということでございますが、今です。学校等施設整備計画策定プロジェクトチームというものを組織しまして学校、幼稚園、保育園、含めた中でその民営化、それに施設整備を検討している最中でございます。その中で吉浜幼稚園のプレハブについてはどうしよう、取り壊して新たに増設するかといった議論の最中でございます。12月頃には一定の計画を出したいと考えています。したがって今時点はそんなプレハブが使い勝手が悪いとか、壊れるような状況ではないというふうには認識しています。

問（13） 随分最初の予定より長く使っていると思うんですが、これは早く撤去していただかないと、吉浜幼稚園は随分狭いですし芋の子を洗うといひますか、そんなような運動会なんかになると大変な状況になりますので、ぜひまた、そのためにも人の入所状況、そういうのが変わらないといかんと思うんですが、今、いっぱいです。この状態を高取幼稚園なんかなくすというような話も出てますが、そんなふうになるとそれこそ益々いっぱいになってしまいますし、ぜひそういうことがないようにしていただきたいと思っております。

答（子育て） 今、幼稚園の入園率というのは保護者の方々が核家族等により

保育所に移行したという形で若干減りつつあります。でも吉浜幼稚園においても、じゃあプレハブをなくして受け入れが可能かといった場合には、今現時点しばらくというか、それは困難かと思います。高取幼稚園という話が出ましたけども、私どもまだ高取幼稚園を廃園するというような方針というのは打ち出してはおりません。先ほど申し上げましたプロジェクトの中で高取幼稚園も含めた上で検討しているということでございます。

問（13） 高取幼稚園はそうしますと廃園する予定はないけれども、どこどこをひっくるめて検討してるというんでしょうか。

答（子育て） 今現在は廃園する予定はないということで、プロジェクトの中で高取幼稚園をどのようにするかと、ただ高取幼稚園、御存知のように稗田川の改修でかなり1mぐらい段差ができて、入口の方もかなり不便になるという状況にもなります。高取幼稚園の建物というのは築30数年過ぎてかなり老朽化もしていると。でも高取幼稚園を廃園すれば今まで入っていた人数をそれだけのキャパシティをどこかに造らなければいけないということにもなるかと思っておりますので、もし高取幼稚園をそこで廃園するのであれば違うところに持っていくということを含めて、今議論の最中でございます。

問（13） その議論してみえるということですが、いつぐらいに結論を出すというのか、話がまとまるというのか、いつぐらいを目途に検討していくんでしょうか。

答（子育て） 先ほどもちょっと触れさせていただきましたけども、本年の12月には中間報告を出したいということで、その際には皆様方にまた御報告いたしたいと思っております。

## 1 1 款 災害復旧費

質 疑 な し

## 1 2 款 公債費

質 疑 な し

1 3 款 諸支出金

質 疑 な し

1 4 款 予備費

質 疑 な し

委員長 一般会計歳出の質疑漏れがありましたら許可いたしますので、質疑についてはまとめて行ってください。

答(後藤副市長) 先ほど内藤とし子委員さんの御質問に対しまして、幼稚園、保育園、あるいは学校施設も含めた更新、あるいは民間委託の計画について、今内部で議論しているということを申し上げました。これにつきましては実は議論が非常に多岐に渡りまして、最終的な結果が年度内にまとまるかどうかというような状況を今想定しております。たまたま内部的な検討資料をまとめる上で、中間的な報告が必要だということで先ほど12月ぐらいに中間的な報告をまとめたいということを申し上げましたけれども、これにつきましてはあくまでも行政内部での中間報告ということでございますので、公表をする考えはございませんので、それだけ御了承をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

休 憩 午後3時26分

再 開 午後3時35分

認定第3号 平成18年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定  
について

歳入歳出一括質疑

問（13） もらった資料によりますと、資格証明書が3件と短期証明書が200何件ありましたが、資格証明書の3件についてはどのような方なのか、お年が若い方なのか、年の多い方なのか。それから、短期証明書の方がふえてるかと思ったんですが、そこもお示してください。

答（収納） 資格証明書発行世帯3世帯となっていますが、お一人ずつ申し上げますと67歳の男性の方がお一人、64歳の女性の方一人、42歳の男性の方一人の三人で何度も滞納整理等行かせていただいておりますが、本人と接触ができないという形になっています。

答（市民窓口） 短期保険証の発行世帯数が前年と比較して85世帯ばかりふえています。これについては平成18年度が保険証、被保険者証の更新の時期に当たっており、新たな滞納の方、現年分の収納率を見ていただくとわかるように現年分の滞納もふえています。こういったことから短期保険証の方がふえたと分析しています。

問（13） 先ほども出ましたが、急に所得が減ったりして払うのが困難になってきたという場合もありますので、そのあたりも親切にやっていただきたいと思います。国の方に以前のように45%まで戻すようにということをいつも言ってるんですが、国の方にそういう働きかけをしてるのかどうか。

答（市民窓口） 資格証明書だとか短期被保険者証の発行については、要綱に基づいて処理させていただいておりますが、あくまでも納税相談とかいろいろ本人と面談をする中で御本人さんの事情等も踏まえて、適切に対応させていただいているところですので、御理解いただきたい。それから国民健康保険制度に対する国への要望ということですが、全国市長会では国民健康保険制度等に関する要望ということで厚生労働省に対して、例えば当面の財政措置の拡充及び制度運営の改善等についてだとかさまざまな国保関連の要望もさせていただいているところですので、その点御理解いただきたいと思います。

問（13） さまざま要望してるというお話ですが、45%まで戻すようにという点ではきちんと要望の中に入っているのかどうか。それから、277ページに健康づくり推進事業の中ですいすい健康教室実施委託というのがあります。株式会社コパンでのってますが、それと国保のヘルスアップ事業、これも株式

会社コパンでのついでありますが、保険加入者対象にということですから、国保に入ってみえる方はコパンに行けると思うんですが、内容的にはどのようになっているのか。

答（市民窓口） 国庫負担率の引き上げの関係については、要望の中には含まれていないと理解しています。また、すいすい健康教室と国保ヘルスアップ事業の健康指導の部分を株式会社コパンの方に委託しています。これは、プールを持ってみえるということで、水中運動等ができるということで、こちらの事業所をお願いしています。すいすい健康教室については対象を国民健康保険加入者という形でやらせていただけていますが、国保ヘルスアップ事業については原則は国保の加入者を対象としていますが、実際はこの事業が一定の生活習慣病のリスクのある方ということで、前年度の住民健診で引っかかった方、こういった方を対象としています。そういった方に御案内を差し上げたところ、社保の関連の方も実際参加をされています。そういうことで国保ヘルスアップ事業については一部、社保の方もおみえになるということです。

問（13） 国の方に45%まで戻すようにという件については、しっかり入っていないというように聞こえたんですが、もし入っていないとしたら、ぜひ要望を入れてほしいということと、すいすい健康教室の国保ヘルスアップをコパンでやってるのはなぜかということと費用はどのようになっているのか。

答（市民窓口） まず、要望の件については賜っておきたいと思います。すいすい健康教室の関係についてはコパンさんの方に121万8,000円をお願いしています。これは先ほども若干申し上げましたが、プールがあるということといろいろな指導者の方も働いてみえてコパンにあっては各地で同様の事業もやってみえるという実績等も踏まえ、お願いをしているところです。国保ヘルスアップ事業についても生活習慣病のリスクをいかに下げるかという事業の中で、やはり同じように運動指導、水中での運動指導ということが要求されるとということで、市内ではプールをお持ちの事業所という点ではここしかないということもあり、ここでお願いしています。

問（13） 何名ぐらいの方が利用してみえるのか。

答（市民窓口） すいすい健康教室については、年間4コース開催しています。

1 コース当たり 30 人の定員ということで行っていますが、若干多めに募集していますので受講実績としては 127 名の方。ヘルスアップ事業については定員 30 名で募集しましたが、21 名の申し込みがあり、21 名で実施したということです。

問（14） 今の関連しますが、短期保険証明書、資格証明書の件ですが、266 ページに関係しますが、先ほどの答弁では資格証明書の解決に当たってはそれぞれ担当が御努力をされているという中で、本人と接触ができないということをおっしゃいましたが、実際にはどういう取り組みをされてこういうふうになっているのか。それから、短期証明書については 452 件。これは所得ランクで見た場合に比率的でいいですが、こういった所得層の階層のところ市として位置づけられているのか。そういったものがあればお示しいただきたい。それから、もう一つは資料要求で出されてきた中身で要求しておきたいですが、ページ数でいくと資料の 18 ですが、滞納者所得階層別の世帯数（滞納分）というところで、所得階層で 700 万円を超えるものについて当該年度で 16 世帯。全体の割合では 1.4%。所得的には申し分ないような所得をしている方が一面ではこういった扱いをしているということについては、いろいろ問題があると思いますが、このあたりもどんな取り組みをされているのかということです。それから、もう一つは、資料の 16 ページですが、一般会計からの繰り入れですね、国保に対する、一人当たり置き換えますと当市の場合は 1 万 1,525 円と、県下 35 市の中で繰入額というのは下から 3 番目と非常に少額だと当該年度ではみられますが、これが先ほど言ったような資格証明書、そういった人に該当するのかよくわかりませんが、納税意識の欠如というところがあるかもしれませんが、あるいは短期証明証になっている人たちの経済実態との絡みが、その点では保険料が高額、負担だということにつながっているという要因もつくっているんで、できれば払いたくても払えないという人もいるわけですから、払えるような保険料の設定になるように繰入額の見直しを私はこの際していくべきだと思いますが、そのあたりの見解を踏まえてお答えいただきたい。

答（収納） 先ほど資格証明証の発行世帯 3 世帯ということでどのような状況

かということですが、すべて未申告の方です。こちらの方も過年度分ということで滞納もありますので、夜間等こちらから訪問させていただいてますが、何度訪問しても留守という方もみえますし、両親の方と住んでみえてその方だけ不在ということ両親の方から聞きますので、昔は高浜にいた方たちなんですが、そういう方たちは分納誓約というのも取ってるんですが、なかなか不履行ばかりということで、それ以降一度も接触ができない方が3人です。

答（市民窓口） まず、短期証の所得階層別のデータは申し訳ありませんが持ち合わせておりませんのでよろしくお願いいたします。また、700万円以上の方が16世帯あってということなんですが、やはり、納税というのは御本人さんの意識の問題でもあろうかと思っています。先ほど収納グループさんの方でもお答えしているとおり、滞納整理だとかについては国保の担当の方も収納グループと一体になっていろいろやっているわけですが、こういった滞納が発生するという事です。また、繰り入れの関係についてはこれまでもお答えしているとおり、やはり、まずはルール部分については原則としてきちんと繰り入れさせていただくという中で運営をさせていただきたいという考えでやっていますので、ルール分を超える繰り入れについては今のところ考えていないということです。

問（14） 短期証明証のことですが、今データを持っていないと、所得ランクの比率ですが、これはつくっていないということなのか、あるけども委員会に持ち合わせていないということなのか、どちらですか。

答（市民窓口） つくっていません。

問（14） ないということね。では、今後のこともありますので事務がふえることになりますが、この種の短期証明証を発行していくその世帯を少なくしていくという取り組みにもつながっていく資料になりますので、ぜひ作成方を求めていきたいと思います。また、繰り入れについては資料的には歴然としているので、このところでは払いたくても払えないという人たちの解消を図っていくためにも一定の繰入金金の増額というのは今後の検討だと思いますが、要請しておきたいと思います。

認定第4号 平成18年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について  
歳入歳出一括質疑

質 疑 な し

認定第5号 平成18年度高浜市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について  
歳入歳出一括質疑

質 疑 な し

認定第6号 平成18年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
歳入歳出一括質疑

問(14) 301ページですが、この会計の中に収入未済、不納欠損が対前年で増加していますが、この理由についてどういうことなのか。それから、二つ目は、供用開始に伴って接続率をどういうふうに考えているのかということをお聞きしたことがありましたが、その際示されたのが5年で90%ということの一つの目安としていると、私の理解が間違っていたら訂正していただきたいですが、その5年間で90%を目安と、今日これも資料要求して出されていますが、5年を経過した地域にあってもその90%にとっても届かない地域も地域によってはあるわけですね。このあたりの一つの施策的なことにもなりますのでどういうふうな対応を今後していくのかということ。三つ目は、これも指摘をしていますが、公共事業全体の面整備が向こう30年後ということが計画的には言われている中で、今環境問題だとか財政負担の問題等があって30年後を展望していきますと、またずいぶん変わるということもあるんで、早急な対応が求められているということが言えると思うんですね。その点では、公共下水道一本やりはいかななものかというのが私どもの見解ですが、その点で計画の見直しを図って環境浄化あるいは経済的な負担、財政負担の軽減を図る意味

で合併浄化槽への切り替えというのを視野に入れて計画の見直し全体として行っていくべきだということをごをどう考てているのかお聞きしたい。

答（上下水道） 不納欠損については、下水道使用料の不納欠損ですが、中身的には市外転居されたり、転居先不明等々です。下水道の普及率のことですが、普及については私どもも最善の努力をしていかなければならないということで、平成18年度、昨年度から総合サービスの方に下水道の普及推進というような形で接続率を上げるということで臨戸訪問させていただいて鋭意努力させていただいていますので、御理解をいただきたいと思ひます。

答（都市政策部） 公共下水をこのまま続けていくか合併浄化槽にするかという御質問ですが、これについては以前からも御質問をいただひていますが、私どもとしては現在の公共下水道事業を進めさせていただひて、それに基づいて皆様の方に接続していただひて、事業が順調に進むように進めさせていただひような考えをしています。それで先ほど合併浄化槽を今後とおっしゃられましたが、やはり以前からお答えしているように、そのとき、そのときの状況がありますが、やはり公共下水を進めさせていただひた方が今後のためになるということをお願いしてまいる所存です。

問（14） 収入未済、不納欠損の関係ですが、もう少し詳しく市外の転居等も十分考えられますが、どういふふうな実態になっているんですか。明らかにしていただひきたいと思ひます。それから、一定の目安、5年という目安をもって90%の接続率だという認識でいるけども、今の当局の方がそういう認識で接続率の向上に努めているのかどうか確認しておきたいと思ひます。先ほども言ひましたように、これは平成11年10月30日供用開始の地域、これについては水色部分で表示がされているので、例えば二池町あるいは高取の処理場の北側、西尾知多線と稗田川との三角になっているところ、高取地域、そのあたりが水色地域に該当してひて、そのあたりが平成19年度で7、8年たっている中でずいぶんと目安とするところの接続率の乖離があるということなんで、具体的な有効な手立てというのは私はその点では政策的に必要だと、接続率を上げていくためにね。過般、私は指摘をしまひましたが、例えば費用負担が大変だということですから接続の必要性はわかりつつも経済的な問題でそれが先

延ばしにされているという住民の方もいるわけですので、その点では工事費の一定部分の助成をすると、全国的にやっている地域もあるものですから、そういった方策も取り混ぜながら接続率の向上に努めるべきだと思うんですね。その点で改めて見解を求めておきたいと思います。

答（上下水道） 下水道使用料の不納欠損の内容ですが、水道料金と一緒に徴収させていただいてるんですが、何分アパートなんかに住んでみえる方ですと住民票を持ってこられなくて住んでみえてそのまま市外転居されていくというような形で人の移動の内容がわからないというのが市外転居の主なものです。これは行き先不明というような形です。極力早く水道料金と一緒に徴収するような努力をしていますので、御理解の方お願いしたいと思います。個々の中では拾い上げの方していないんですが、普及率の関係ですが、個々に臨戸訪問させていただいているわけですが、やはりお伺いしている中でお会いできた方々の意見を承っていますと、家が古くなってるだとか建て替えをするときに考えたいだとか、あるいはお年寄りだけの生活だと今はちょっとできないとか、そういうようなことがあります。このまま息子たちがここに住んでくれるかどうかもわからないというようなことも言われる方がありまして、そのようなことでなかなか進んでいないというのが現状ですが、臨戸訪問は続けていきたいということで普及率の推進を図ってまいります。

答（都市政策部） 1点、先ほど井端委員が11年云々とおっしゃられたんですが、実はこの辺は逆に新しい家、合併浄化槽を入れておみえになって、まだ年数がたってないものですからまだというような事情もあります。先ほど論地の方ですが、これについては最近は下水道が入ってますが、以前からやってまだ合併浄化槽を使っておみえになります。そういう事情もあって公共下水を入れるということも踏ん切りがつかない方もあると思います。ですけれども、今後やはり一定の時間が過ぎてくれば、公共下水の方がいいということで変えていかれると私どもは思ってますし、そういうようなところへ先ほど言いました普及員をお願いさせていただいて回っていますので御理解いただきたいと思います。

認定第7号 平成18年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出一括質疑

問(13) 一時、月ぎめで借りてみえる方がだいぶ話題になりましたが、今はいくつぐらい月ぎめで借りてみえるのでしょうか。

答(計画管理) 三高駅西駐車場の方で言いますと月に177台が定期貸しです。一本木駐車場は57台、これは決算の状況ですので、一本木駐車場については今ちょっと減っています。

認定第8号 平成18年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
歳入歳出一括質疑

問(13) 未納の方が資料からするとふえています。年金がない方はどのような計算がされているのでしょうか。

答(介護保険) 介護保険料については6段階という方式をとらせていただいています。第1段階の方については生活保護の受給者の方、または老齢福祉年金受給者の方で住民税世帯非課税の方、第2段階の方々については、課税年金の収入額と合計所得額が80万円以下の方で住民税世帯非課税の方、第3段階の方については住民税世帯非課税の方ということになっています。ですので、年金をもらってみえないということになりますと第2段階、仮にその方が住民税世帯非課税の場合ですと第2段階ということで標準額の50%という額に計算されるかと思えます。

問(13) そうしますと、第2段階でも月に2,000円ぐらいは出るということでしょうか。

答(介護保険) 基準額が4,296円ですので、第2段階の方ですと50%で月額換算しますと2,148円が介護保険料としてかかってきます。

問(13) 年金がなくてほかの所得だけということですが、それでも2,000円出るということは大変厳しいと思うんですが、やっぱりそういう方に対しても市独自の減免制度が必要だと思いませんか。減免制度をつくっていただいて、それで生活していかないと、いくら収入があるといっても住民税が課税

されるぐらいあればいいですが、そんなにならない方になると大変厳しくなりますので、減免制度をつくっていただきたいと思います。それから、国庫負担金が国の方が1/4払うことになってるんですが、それだけ払ってないと思ったんですが、国庫負担金が国の方が1/5ぐらいしか払ってないと思いますのでこのところを改善していただきたいのと滞納者がずっとふえてるんですが、今言ったような年金がなくて所得が若干あると、そういう方でも同じように介護保険料が出るということで、ますます厳しくなってるんでそういう点での市独自の減免制度を考えていただきたいということです。見解をお願いします。

答（介護保険） 軽減については平成18年度の介護保険法の改正により従来5段階制であったものが第2段階をよりいっそう細分化し、課税年金収入と合計所得額が80万円以下の方々においては従来の75%から50%に引き下げられたところですので、市としての独自軽減は考えていません。それと国庫負担金の率ですが、国庫負担金調整交付金というのが5%枠でありまして、その5%枠がたとえば後期高齢だとか所得間格差によって高浜市の場合ですと18年度が3.13%という交付率になっています。それと18年度から施設給付費に対する国の負担率が従前は20%、25%から5%を引いた20%であったものが今回においては15%に引き下げられています。また、その5%の引き下げの分については県費の方で補てんしていますので市としては変わりありませんが、その分が国庫負担金が減っている要因かと思われます。

認定第9号 平成18年度高浜市水道事業会計決算認定について

収入支出一括質疑

問（13） 契約水量が1万6,500tになってから2年になるかと思うんですが、今の平均水量と1日の最大水量がいくつかというのをお示してください。

答（都市整備） 平成18年度の1日最大給水量ですが、1万5,772tでした。1日平均給水量ですが、1万3,581tです。

問（13） 1万3,532tですか。

答（都市整備） 決算書の31ページの方に。

委員長 もし、わからなければ質疑漏れのところでやりますので、そのとこ

ろで質疑してください。

問（３） 決算書８、９ページの資本的収入及び支出の支出で、翌年度繰越額が１億１，０００万円となっていますが内容を教えてください。

答（都市整備） １億１，０００万円翌年度に繰り越していますが、高浜配水場の配水ポンプ盤等改修工事で老朽化した配水ポンプ１台並びに配水ポンプ盤等を更新する工事等を含めて、平成１８年８月２９日から平成１９年３月２６日までの工期で実施していましたが、別発注の高浜配水場耐震対策工事が完了しなければ老朽化した配水ポンプの撤去工事や、新しい配水ポンプの基礎工事等に着手ができない状況でした。そのために、工期を３カ月延長し平成１９年６月２９日までとさせていただいたものです。なお、工事は６月２９日に完了し、７月１０日にしゅん工しています。

問（１４） 内藤委員に関連しますが、先ほどの話では１日最大給水量は１万５，７７２ｔということでしたが、私どもが指摘してる点は県水の給水量ですね、責任受水制承認基本水量とも言うんでしょうかね。その点で、それは１万６，５００ｔだということなんですね。その点での水量の差が実態に即した形でより縮めていくべきじゃないかと私たちは思っていますが、これは正確にしようとするとう県の企業庁あたりがかなり抵抗するだろうということは目に見えてますが、当市の水道会計との影響の中では、水を使う側として需要する側としては水道料金にも跳ね返ってきますので、より正確にしていくべきだと思うんですね。こういうことが、水余り、要するに水まわりがあるということを抑えて県の方は徳山ダムをつくってみたり、その他の公共事業に過大な投資をしていくことにつながっているんで、これをやっぱり一定の時期、毎回問題にするところですが一定の時期を抑えてきちんと県の企業庁にももの言っていくべきじゃないかと思いますが、今日までの取り組みと今後の対応についてどう考えているのか聞いておきたい。

答（都市整備） 承認基本水量１万６，５００ｔに対して実績が１万５，７７２ｔということで、その差が結構あるわけですが、何回か言いますが高浜の配水場、配水池の容量が高浜の配水場の方が４，０００ｔが２個で８，０００ｔ、それから吉浜の配水場の方が６，５３０ｔ、計１万４，５３０ｔの容量しかあ

りません。これをいかに有効に使っていくかということで今までやってきました。施設をいっぱい使ってもそれだけのものしかないということですので、1万6,500tでも例えば1万6,000tにするということですが、実績として過去に1万6,000t少し過ぎたものもありますし、今年度は、平成19年度ですが、過去最高の気温というのが8月の16日か何日かに40.9℃多治見市で出ましたが、そういった自然との闘いと言っただけではいかんですが、そういったものに対応するためにも少しでも余裕があった方がより運用ができると、皆さんに安定した水を供給できるということもありますので御理解いただきたい。

問(14) 余裕のある水を供給するということが担当としてそういうふうな立場で考えることは理解できないわけではないのですが、それがしいては先ほど言ったみたいに水道料金、過大な設備投資にもつながっていくわけだから、県全体としては、高浜は100%県水に頼っているという状況がありますが、ことさらその影響は大きいわけですので、ゆとりを持った水道事業、水の供給というのは、それはそれとして非常に大事な視点ですが、片や料金等に跳ね返ってくる問題も水を使う側としては非常に問題が大きいわけですから、なるべくその差というのは実態に即した形で見直していくべきだと思うんですね。業務概要の12ページに先ほどリーダーが言ったみたいに平成14年度に日最大の給水が1万6,000tを超したということが実態としてあるということで、そういったことを捉えて承認基本水量をふやしたというそういう経過を理解できないわけではありませんが、しかしながら、その後の経年的な推移をみるといずれも1万6,000t内で収まっているというのが事実としてあるわけだから、その点ではもっと実態に即した承認基本水量にすべきだと思うんですね。加えて、監査委員さんの意見書にもありますように今、時流としては節水型でしょ。生活様式、さまざまな機器が、洗濯機一つとっても節水型だし、あるいは住民の意識も水の大切さというのは、よく周知をされている。そういう中であって住民も節水に協力するという中で意見書の中では、意見書の60ページに記載されていますが、給水人口の現状から考察して、水需要の大幅な増加は期待できない、今後においても昨今の社会情勢等からして急激な収入増は

期待できないという、そういう視点が意見書として見解が示されている中での水道事業会計ですので、私はやっぱり先ほど話を戻しますが、実態に即した県との基本水量にすべきだと、より実態に即した形でね。これは、大変、県としても抵抗は強いと思いますが、ほかの地域、自治体で協力、協同ができるような自治体がもしあれば、なくても単独でもかかる要請方を強力に推し進めていくべきだと思いますので、リーダーの答弁能力を超えるようでしたら部長の方で答弁を求めたいと思います。

答（都市政策部） この問題は毎年言われまして、私どもお答えさせていただいています。1万6,500tと1万5,772tが大きい小さいかということになってきますが、やはり、水というのはどこでどうなるかわかりません。確かに節水型になってきて皆さんが大切にに使っていただいて、人口、世帯、使ってみえる世帯とか給水栓の伸びについてあまりふえていません。ただ、今年みたいに特別な異常な気象になれば当然たくさん使ってみえます。そのときに先ほどグループリーダーが言いましたように安定供給ができなかった場合には、果たしてそれが非難になったときにどう対応するかということもあります。ですから、先ほど言いましたようにある程度余裕を持たせていただいて、水道事業会計を運営させていただきたいと私どもは思っています。先ほどから1万6,500tの県に対してというお言葉ですが、それに関して私どもは県との話し合いの中で一応相談等はさせていただきますが、現状、1万6,500tでいかせていただきたいと思います。

認定第10号 平成18年度高浜市病院事業会計決算認定について  
収入支出一括質疑

問（4） 決算書の20ページですが、ウの資本的収支のところ、病院事業会計の企業債の繰上償還の状況とその効果がつかめるのであれば、そのところを。

答（病院部） 20ページに記載してあるように資本的支出の関係で病院事業会計の繰上償還をさせていただいています。内容的には、決算書の34ページにも記載してありますが、昭和59年4月に借り入れをしました3億5,00

0万円と昭和59年12月に借入れをしました6億5,000万円を利率が記載してありますが、7.1%で病院建設費として財政融資資金を借入れをしました。この関係については以前から繰上償還等の声もお聞きしてましたので、東海財務局と調整させていただきまして、平成18年度に協議が整いましたので利率の高いことから企業債の未償還金を少しでも減らしたいということで協議をさせていただきまして、平成19年の3月に定期償還分後の残額2本ですが、4億8,478万6,820円を平成19年3月26日に繰上償還をさせていただきました。この繰上償還することにより、次年度以降の補償金も含めて利息等が2,800万円ほど有利に働いているということです。

問(4) 続きます、26ページのその他医療外収益、3節のところは前年度対比2億4,000万円以上に大幅に増加していますが、その理由を教えてください。

答(病院部) 26ページの6目、その他医療外収益、3節、その他医業外収益が、前年度対比2億4,000万円ほど大幅に増加した理由は、この表でいきますと消費税抜きの数字なんです、消費税込みの数字で説明をさせていただきますと平成18年度が2億5,871万6,143円に対し前年度1,188万8,702円で前年度と比較して2億4,682万7,441円と大幅に増加しました。その増加した理由については、篤志家より匿名で、以前に身内の方が病院にお世話になったということから、病院事業会計が大変な状況にあるということをお聞きになられて、一般寄付金として2億4,900万円の寄付の申し出があり、私どもとしては、寄付の内容等用途についてもお聞きをしましたが、特定の目的を希望しないということで一般寄付ということで収益的収支の医業外収益ということで受け入れさせていただきました。内容等については、篤志家ということで詳細は分かりません。

問(4) はい、ちなみに通常はこういう形で医業外収益という形でいいのですかね。雑収入だとか、寄付金だとかいう名目でなくて、この状態でもよろしいのでしょうか。

答(病院部) 本人さんとの話の中で、特定をした事業ではございませんので、一般寄付金という形で篤志家の方からのお話がございましたので、収益的収入

のその他医業外収益という形で計上させていただいたものです。

問（14） 決算書の28ページですけれども、諸会費でお聞きしておきたいと思えますけれども、現在会費については、当市が公立病院ということもありまして、全国自治体病院協議会に会費を納めていると、あるいは病院の開設者協議会さらには、全国病院協議会と、このあたりに会費という形で支出していると理解いたしておりますけれども、それはいずれもそこと当市の公立病院とのかかわりですね、たとえば、全国自治体病院協議会については、年に数回にわたって総会を初め研修会等々が行われているというのが実態だと思いますけれども、大変厚労省との窓口の中では非常に重視される協議会だと私は承知しておりますけれども、その場に市長初め担当の職員がですね、どうかかわっているのかというところを一つ聞いておきたいなと思います。

答（病院部） ただいま、お話のありました全国自治体病院協議会に私ども年会費を9万6,500円支払いさせていただいております。特に社団法人全国自治体病院協議会につきましては、会員病院の運営・管理を支援することにより、自治体病院事業の発展とその使命の完遂を図り、国民福祉の向上に寄与することを目的として組織されている団体でございます。公立病院1,134病院が加入をされております。それで、委員の方からお話ございましたが、定期総会とか研修会等開催をされますが、私ども平成18年度につきましては、病院の事業の収支状況が非常に良くない状況がありましたので、総会とか研究会等には私どもは参加を見送りさせていただきました。平成17年度につきましては、事務部長研修会とかそういう会合がございましたので、参加もさせていただいておりますが、平成18年度につきましては、経費の節減等を含めて、そういう会議につきましては、欠席をさせていただいた経緯があります。いずれにいたしましても、この全国自治体病院協議会といいますのは、会員病院の運営とか管理等を支援していただけますし、委員会活動それから国に対しまして、自治体病院に対する諸施策が適正に講じられるように要望等もされておりますし、私どもの昨年設置させていただきました病院事業改革検討委員会の委員にも自治体病院の会長さんにも委員になっていただいた経緯もございまして、非常に全国自治体病院協議会からの情報というのは、厚生労働省を通じ

た資料等が即流れてまいりますので、私どもの位置づけとしては、重要な協議会だというふうにとっておりますし、会議に出なくても資料はきちんと送っていただいていますので、その内容は十分把握させていただいて対応しているという状況です。

問（14） 非常に重視されている全国自治体病院協議会ですので、私は当市の病院に今見られている医師不足を少しでも解消して行こうという立場で、それぞれ担当初め市長を先頭に取り組みしているのは承知しておりますけれども、この点で先ほど答弁を聞いておりますと、会議には出ないけど資料は送ってくるからいいんだと言わんばかりの対応にも聞こえるので、私は一面では会議出席が、これは18年度でいくと経費の節約にもなるんでと病院の事情もあってということも含まれますけども、そういうレベルで非常に重視されているような協議会に参加をしないというのは、私はいかがなものかと。本当に医者を確保するための手立てに本腰が入っているのかなという点では、この点では疑問を感じる訳ですね。ここでの発言を例えば市長が直接出向いて、地方の公立病院に対する医者不足を切々と訴えて、その解決のために御努力いただくというのは、私は姿勢的に見ても本当に深刻に考えているのであれば、直接出向いていろいろと物を申して然るべきだと私は思うのですね。それがもう18年度というのは、医師不足がみられている年度にかかわらず参加をしないということの対応というのは、私はまずかろうというふうに思うのですね。今後だから病院の位置づけ等もありますけども、医者を本当に確保して病院の継続をとということの立場に立っていただけるのだったら、だから改善すべき内容ではないのかなと思うのですが、見解を求めておきたいと思います。

答（病院部） 会議に出る出ないと言うよりも、その団体の事業内容ですね。私ども先ほども言いましたように1, 134の病院が加入をさせていただいているのですが、すべての病院が会議に出席しているわけではありません。私どもとしては、先ほどお話をさせていただきましたように全国自治体病院協議会もしくは全国自治体病院開設者協議会というものがあまして、その会の活動が病院を代表して、活動していただいている。ということですので会議に出る出ないと言うよりもその団体の活動をきちんと見守っているという状況であり

ますので、強いて東京まで出向いて総会に出るというよりもきちんとした、例えば全国自治体病院協議会であれば、愛知県にも公立病院協議会もありますし、そういうところを通じてお話もさせていただいていますし、愛知県市長会とかいろいろ団体もありますので、そういうところからも国の方へ要望が上がっています。そういうことで、総会に出る出ないということよりも活動の内容を重視していることでもあります。

委員長 他に質疑もないようですので、以上で認定第10号についての質疑を打ち切ります。認定第3号から認定第10号までの質疑漏れがありましたら許可いたします。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。以上を持ちまして認定第2号から認定第10号までの各認定議案についての質疑を終結いたします。ここで御諮りします。9月12日の当初におきまして、「予定としては」ということで、本日は質疑を行い、採決は14日に行うということ、御承認をいただいておりますが、5時を過ぎるかもしれませんが、採決を行うとしてよろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 異議なしと認め、引き続き会議を続けます。これより採決を行います。

《採決》

認定第2号 平成18年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について

挙手多数により原案認定

認定第3号 平成18年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定  
について

挙手多数により原案認定

認定第4号 平成18年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定につい  
て

挙手全員により原案認定

認定第5号 平成18年度高浜市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

挙手全員により原案認定

認定第6号 平成18年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて

挙手多数により原案認定

認定第7号 平成18年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて

挙手全員により原案認定

認定第8号 平成18年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

挙手多数により原案認定

認定第9号 平成18年度高浜市水道事業会計決算認定について

挙手多数により原案認定

認定第10号 平成18年度高浜市病院事業会計決算認定について

挙手多数により原案認定

委員長 本委員会の審査結果の報告の案文は、正副委員長にご一任願ってよろしいか。

異議なし

市長挨拶

委員長挨拶

閉会 午後4時44分

決算特別委員長 署名